

総合計画審査特別委員会
民生福祉分科会記録

平成29年11月8日

【開催日】 平成29年11月8日

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午後1時～午後4時42分

【出席委員】

分科会長	吉永美子	副分科会長	山田伸幸
委員	大井淳一郎	委員	杉本保喜
委員	恒松恵子	委員	松尾数則
委員	矢田松夫		

【欠席委員】 なし

【分科会外出席議員等】

議長	小野泰		
----	-----	--	--

【執行部出席者】

健康福祉部長	岩本良治	健康福祉部次長兼障害福祉課長	兼本裕子
高齢福祉課長	吉岡忠司	高齢福祉課主幹	塚本晃子
高齢福祉課技監	尾山貴子	高齢福祉課課長補佐	河上雄治
障害福祉課課長補佐	岡村敦子	障害福祉課障害福祉係長	大坪政通
障害福祉課障害支援係長	山本真由実	社会福祉課長	渡部勝也
社会福祉課地域福祉係長	桑原睦		
総合政策部長	川地諭	企画課長	河口修司
企画課課長補佐	河田圭司	企画課主査兼企画係長	杉山洋子

【事務局出席者】

事務局長	中村聡	議事係書記	原川寛子
------	-----	-------	------

【付議事項】

- 1 議案第81号 第二次山陽小野田市総合計画に係る基本構想及び基本計画の策定について（民生福祉分科会所管部分）

午後1時 開会

吉永美子分科会長 それでは皆様こんにちは。ただいまより総合計画審査特別委員会民生福祉分科会を開会いたします。本日、議案第81号第二次山陽小野田市総合計画に係る基本構想及び基本計画の策定について、民生福祉分科会所管部分につきましての審査を行います。本日の予定といた

しましては、お手元に配布されておりますようにナンバー 2、3、4、5、9 という予定ですが、これは当然ここまで行かなくてもきちっと審査をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。本日新しく議員になられた方もありますし、またこれまで民生福祉常任委員会に入っておられない方もありましたので、改めまして市の職員の方に自己紹介、そしてまたどういう仕事をしておられるのかということをお伝えいただけたらと思いますので、岩本部長からお願いします。

岩本健康福祉部長 皆さんこんにちは。この 11 月の人事異動によりまして健康福祉部長を仰せつかることになりました岩本と申します。年度半ばの交代ということで大変難しい対応を迫られているところでございますが、引き続き行政が遅滞することのないよう、また今後更に一層福祉行政が進むように努めてまいりたいというふうに思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

兼本健康福祉部次長 皆さんこんにちは。健康福祉部次長兼障害福祉課長をしております兼本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。普通的时候は障がい福祉を主に担当していろいろなサービス給付でありますとか、相談でありますとかそういうのを統括するような仕事をしております。また部全体の次長としてもまだまだ行き届かない点が多いとは思いますが、頑張っけてやりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

吉岡高齢福祉課長 皆さんこんにちは。高齢福祉課長の吉岡と申します。高齢福祉課に参りまして今 3 年目というところでございます。高齢福祉課につきましては今四つの係がございまして、職員数が 35 名ということで恐らく市の中で 1 番人数の多い課ではないかというふうに思っております。その範囲とする業務も高齢者ではありますが、大変守備範囲が広いということもございまして、日々職員と一緒に奮闘しながら進めておるところでございます。今後とも一生懸命頑張っけてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

塚本高齢福祉課主幹 皆様こんにちは。高齢福祉課主幹の塚本と申します。私は福祉指導監査室長を兼務しておりますので、通常は社会福祉法人の指導監査及び高齢福祉の充実について勤務しております。どうぞよろしく

お願いいたします。

尾山高齢福祉課技監 皆さんこんにちは。高齢福祉課で技監をしております尾山と申します。よろしくお願いいたします。もともとの職種は保健師です。保健師の面から見た高齢福祉行政ということで頑張っておりますので、よろしくお願いいたします。

河上高齢福祉課課長補佐 皆さんこんにちは。高齢福祉課課長補佐の河上と申します。よろしくお願いいたします。私の業務といたしましては介護給付に関わるもの、それから介護保険料の賦課・徴収等を主に担当させていただいておるところでございます。今5年目になりますが、まだまだ不慣れといいますか、非常に複雑な制度でございますので、勉強不足の点もあるかもしれませんが、どうぞ皆様よろしくお願いいたします。

吉永美子分科会長 本日は基本計画の構成の関係がありまして、企画課からまず最初に説明ということですので、併せてまず川地部長から企画についての御説明と自己紹介をお願いします。

川地総合政策部長 こんにちは。総合政策部長の川地でございます。この総合計画は総合政策部が所管をいたしておりますので、いろんな分科会に出席させていただこうというふうに考えております。この第二次の総合計画につきましては、業者のバックアップはありますものの、職員が一丸となって作っておりますので、各部署の意思が表れているというふうに思っております。どうぞ慎重審査のほどよろしくお願いいたします。

河口企画課長 企画課長の河口と申します。よろしく申し上げます。総合計画につきましては今部長が申したとおりでございます。そのほかには定住促進ということで企画のほうで担当もさせていただいていますし、実施計画、個別の計画も担当しておりますので、またいろいろな御審査をいただくことになっております。よろしくお願いいたします。

河田企画課課長補佐 こんにちは。企画課で課長補佐をしております河田と申します。私も今年度は総合計画の策定に向けて尽力してまいりますとともに、その他の業務としましては企画課各業務の総括ですとか、移住の御相談ですとか婚活支援の事業そういったこと、それから地方創生の総

括ということで総合戦略の推進等の関係の仕事をしております、どうぞ
よろしくお願ひいたします。

杉山企画課主査 こんにちは。企画課で主査兼企画係長をしております杉山と
申します。実施計画の評価や事務事業の評価等、庁内の評価体制や作成
についての仕事をしております。よろしくお願ひいたします。

吉永美子分科会長 それではまず初めに企画課より構成について御説明をお願
ひいたします。

河田企画課課長補佐 それでは内容の説明に先立ちまして企画課から基本計画
の構成についての御説明をさせていただきます。基本計画は基本構想で
設定しました五つの基本目標に行財政運営など計画の実現に向けた取組
を加えました六つの章立てを行っております、基本構想に掲げるまち
づくりを総合的、計画的に推進するため一つの章の中で複数の基本施策
を設定しております。基本計画の冊子7ページ目を御覧いただけますで
しょうか。7ページはページ番号、扉ということで振っておりますが、
第1章の扉のページとなっております、例えば第1章では子育て、福
祉、医療、健康の分野について御覧の七つの基本施策で構成をしており
ます。次に基本施策ですが、1枚めくっていただきまして8ページ、9
ページを御覧いただけますでしょうか。こちらでは見開きの左ページの
基本方針、目標指標、現状と課題、それから右ページ以降には基本事業
といった構成をとっております。基本方針は基本施策を達成するための
方針を示しており、目標指標は基本施策の達成を図る目安として具体的
な数値目標で設定しております。また基本方針の達成に向けて、それぞ
れの基本施策における現状と課題の整理を行っております。次に右側の
基本事業におきましてはその進捗を図る目安として具体的な数値目標で
ある評価指標を設定しており、併せて基本施策を実現するために取り組
む主な事業を主要事業として掲載しております。また基本施策ごとに
その末尾に関連する個別計画を掲載しております。こちらの基本施策の
1につきましては1枚めくっていただきまして、10ページの下に関連
する個別計画ということで掲載しております。なおこの全体の施策体
系としましては六つの章立ての下に41の基本施策、更にその下に116
の基本事業での構成をとっております。構成についての御説明は以上で
ございます。

吉永美子分科会長 ありがとうございます。それではこの審査番号順に審査に入っていきたいと思うんですけども、基本施策の2番であります高齢者福祉の充実ということでございまして、これについてまず御説明をお願いいたします。

吉岡高齢福祉課長 それでは12ページをお開きいただきたいと思います。基本施策2、高齢者福祉の充実でございます。まず基本方針でございます。読み上げます。高齢者が重度な要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築していきます。

次に目標指標でございます。指標の高齢者福祉の充実の満足度については総合計画策定に係る市民アンケートの満足度でございます。平成27年度が49.1点でありますけども、そのときの市の59の施策の満足度の平均が50.4点でございました。そのため平成33年度は平均を上回る55点を目標に設定しております。次の指標は、要支援・要介護認定率でございます。これは、65歳以上の高齢者である第1号被保険者のうち要介護認定を受けた人の率でございます。平成27年度は18.7%でした。同時期の全国平均は17.9%で平均より高かったため、これを平成33年度には全国平均まで改善したいと考えております。

次に現状と課題でございます。高齢化率は、本市では既に30%を超しており、全国に比べ約10年早く高齢化が進行しています。また、家族構成の変化等により、ひとり暮らしの高齢者や高齢者夫婦世帯の増加が見込まれる中、より一層の高齢者福祉の充実と介護保険制度の円滑な運営が求められます。高齢者の生活状況の把握に努めるとともに、様々な機会を通じて、支援を要する人が円滑に介護サービス等の利用へとつながるよう、行政、地域、医療機関、介護事業者などの間で連携体制を構築していくことが重要です。地域包括ケアシステムの構築のためには、介護給付等対象サービスの充実や介護予防の取組をはじめ、在宅医療・介護連携、認知症施策、生活支援サービスの体制整備の強化により「助け合い」「支え合い」の地域づくりを推進し、介護が必要となった高齢者等に対し適切な支援を行っていくことが必要です。高齢者自身が地域の担い手として生涯現役の暮らしを送ることができるよう、生涯学習活動

や地域活動などへの参加を促し、高齢者の社会参加を支援していくことが必要です。高齢者に対する虐待や成年後見制度の相談が増加傾向にある中、高齢者の人権を擁護し、尊厳をもって暮らし続けることができる支援体制の充実が求められています。

次13ページに移ります。基本事業を御説明いたします。(1)生涯現役社会づくりの推進です。ここでは、「高齢者が、自ら意欲的に様々な分野で活躍できる環境づくりを進めます。また、社会福祉協議会などによる地域における福祉活動について情報発信や支援に努め、ボランティア活動の機会と場の提供に積極的に協力します」としております。次に評価指標でございます。介護支援ボランティア登録者数を評価指標としております。これを、平成28年度末205人を平成33年度末240人としております。介護支援ボランティアとは、いきいき介護サポーターとして登録した方が、指定された介護施設等でレクリエーション、施設行事の手伝いや入所者の話し相手など多岐にわたる内容の活動を行っています。高齢者自身の健康増進や介護予防を目的とし、その活動に応じてポイントを付与し、そのポイント数に応じた交付金を市が交付するものでございます。平成33年度の目標につきましては、これまでの登録者の動向から設定をしておるところでございます。次に主要事業です。まず最初は、高齢者の地域、ボランティア活動への参加促進事業です。これは、先ほどの介護支援ボランティア活動事業が主なものでございます。高齢者がボランティア等を行うことで、その方の社会参加と介護予防についても促進していきたいと考えております。次は、高齢者の活動拠点の確保・生きがいがづくり推進事業です。9月の敬老月間にあわせて様々な敬老事業を行っておるところでございます。地域で高齢者を支え合うネットワーク作りの一環として、地区社協主催の敬老会の運営の支援等を行っています。また、高齢者の地域活動の一環として、地域交流活動や清掃奉仕活動等を実施している老人クラブや老人クラブ連合会への支援や、老人福祉作業所の運営も行い、高齢者の活動拠点の確保、生きがいがづくりを推進していきたいと考えております。

次に、基本事業の(2)高齢になっても住みよい地域づくりです。高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を実現できるよう、ボランティア、民間企業など地域の多様な主体により、地域の中で高齢者の外出支援や見守り、買物やごみ出しなどの多様な生活支援を確保できるようにしていきます。また、医療職、介護職、民生・児童委員など多職種連携により在宅介護を支える体制の充実を図ります。評価指標でございま

す。一つ目は、安心相談ナースフォン利用者数を評価指数としております。これを、平成28年度末266人を平成33年度末で370人としております。安心相談ナースフォンとは、急病などの緊急時や日常の相談を受けるセンターに24時間365日つながる機器でございます。この機器の貸出しを行っております。この目標値の設定の理由としまして、平成33年度のひとり暮らし高齢者世帯数の見込み数3,700人の10%を目標数値としております。次は、第二層協議体設置箇所数でございます。現在は、設置はございません。これを平成33年度には全小学校区12か所に設置する目標でございます。第二層協議体とは、住民主体の支援体制等のサービスや資源開発等を推進することを目的に、日常生活圏域毎に地域課題を検討する場として中核となるネットワークでございます。主要事業でございます。最初は、生活支援サービスの体制整備事業でございます。今申しました協議体設置を中心とした事業になります。高齢化、核家族化に伴う地域の課題を地域住民とともに、その地域に合った見守りや助け合いの仕組みを充実させていくことを目標に実施いたします。今後、地域に合った生活支援等のサービスの提供体制の構築に向け、第二層協議体を全小学校区に設置するとともに、そのことを中核的に推進していく第二層コーディネーターを配置してまいります。次は、高齢者の居住、生活環境の整備事業でございます。地域包括ケアシステムを充実させ、住み慣れた地域で、できる限り生活していくに当たり、介護保険ではない市の独自サービスの充実も必要になります。評価指標にもしております安心相談ナースフォン設置事業や家族介護者を経済面精神面で支援する事業も展開してまいります。また、年に一度、民生児童委員による高齢者のひとり暮らし世帯、二人暮らし世帯等の高齢者実態調査を行っております。その調査を基に、在宅生活をする上でのニーズ等を把握してまいりたいと考えております。最後になります。高齢者の権利擁護推進事業でございます。判断能力が不十分な認知症高齢者等が、民法で定める成年後見制度を利用することを市が支援することや虐待防止の支援を行うことで、高齢者を保護しその権利を守ってまいります。今後、認知症高齢者の増加に伴い、成年後見制度の利用が必要な高齢者の増加が考えられることから、必要な支援につなぐための普及啓発や利用促進の取組を行ってまいります。また、高齢者虐待につきましては、通報があった場合の迅速な対応はもちろんですが、高齢者虐待の防止及び対応を強化するため、関係機関によるネットワーク会議を設置してまいります。

では14ページをお開きいただきたいと思います。基本事業の(3)介護予防の推進です。地域包括支援センターを中心として、高齢者が要介護状態にならないよう介護予防の支援・指導を行います。また、運動機能の低下や閉じこもり・認知症等のおそれのある高齢者の早期把握を行い、運動器の機能向上、生活支援サービスなどの充実を図ります。評価指標でございます。一つ目は、住民運営通いの場の設置数でございます。これを、平成28年度末34か所を平成33年度末85か所としております。住民運営通いの場とは、閉じこもり予防や身近な地域で介護予防や認知症予防ができるよう、百歳体操等を、住民が主体となって身近な場所で継続して運営するものでございます。この目標値の設定の理由は、1年に10か所程度増やすという目標としております。次は、介護予防応援隊養成者数でございます。平成28年度末は52人としておりますが、平成33年度は152人としております。介護予防応援隊とは、自分の介護予防をしながら、周囲の皆さんの介護予防に向けた地域づくりをお手伝いしていただく人でございます。家族や隣人に介護予防の必要性や方法を広められるようになることを目的にした初級研修と、介護予防の全般的な知識を身に付け、市が実施する介護予防事業等のサポートができる介護予防応援隊員の育成を目的とした中級研修、そしてレベルアップ研修を開催しております。この目標値の設定の理由としましては、1年間に20人ずつ応援隊を増やしていくことを目標としていくところでございます。次に主要事業でございます。最初は、高齢者の介護予防事業です。高齢者が、要支援・要介護にならないように介護予防を行うもので、介護予防教室や講座を実施し、心身の健康保持・増進に関する啓発や教育を行っております。また、生活機能の低下した高齢者に対して、リハビリテーションの理念を踏まえて心身機能・活動・参加のそれぞれの要素にバランスよくアプローチするための百歳体操等介護予防に効果のある内容を行う住民運営通いの場の立ち上げ支援を行い、介護予防に効果的なプログラムの提供を行ってまいります。認知症予防の取組支援については、MCI、これは軽度認知障害というものでございますが、この早期発見として、「あたまの健康チェック」事業や、その結果要注意と判定された方のための事後フォローとして「頭の若返り教室」も実施してまいります。次は、総合事業の体制推進事業でございます。本市では、平成29年4月から総合事業を開始しております。この総合事業の訪問型サービス、通所型サービス等の運営、給付管理等を行う事業になります。総合事業とは、要支援1、2の方の訪問介護いわゆ

るホームヘルプサービスと通所介護いわゆるデイサービスが、全国一律の基準の介護保険サービスから、市町の独自のサービスの地域支援事業に移行し提供するものでございます。それぞれのサービス内容については、総合事業開始前とほぼ同じ「現行相当サービス」や事業所が実施する際の人員などの条件を緩和した「緩和型サービス」があります。また、要支援レベルで訪問型サービス、通所型サービスのみを使用したい場合は、介護認定申請をする必要はなく、チェックリストに該当すればサービスを利用することができます。

次に、(4) 認知症施策の推進でございます。今後、増加する認知症高齢者に対し、認知症への正しい理解の普及、相談体制の整備、早期対応等によって本人と介護者の地域生活の継続を支援します。また、医療や介護サービスと地域が連携した認知症高齢者への支援体制づくりに努めます。評価指標でございます。一つ目は、認知症サポーター養成講座受講者数を評価指数としております。今後増加する認知症高齢者を地域で支えるために、認知症に関する普及啓発や理解を深めるための認知症サポーター養成講座の実施に力を入れてまいります。認知症サポーター養成講座は、小学校や職能団体、地域住民など幅広く対象にして行っており、毎年多くの認知症サポーターが誕生しております。また、認知症サポーターのいる事業所を「認知症にやさしい事業所」として登録し、認知症高齢者が安心して暮らせるまちづくりを推進してまいります。目標値の設定の理由は、これまでの実績から毎年800人程度の受講を見込み、平成33年度は9,200人としているところでございます。次は、見守りネットさんようおのだ登録者数でございます。平成28年度末は192人としておりましたが、平成33年度は550人としています。見守りネットさんようおのだとは、市の防災メールを利用して認知症高齢者が行方不明になった場合に、登録者の協力を求めながら早期発見や保護をするシステムでございます。平成29年度から、市の防災メールを使用することにより、登録者の増加を見込んでおるところでございます。次に主要事業でございます。平成27年に厚生労働省が作成しました「新オレンジプラン」では2025年の65歳以上の認知症高齢者は700万人になり、65歳以上の5人に1人が認知症になると予測しております。今や認知症は誰もが関わる可能性のある身近な病気でございます。地域包括ケアシステムでも、認知症高齢者が住み慣れた地域で暮らしていけるような仕組みづくりが求められております。そのためには、まず、認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進が重要でござい

ます。また、認知症になっても、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるような地域づくりを進めるとともに、認知症の早期診断・早期対応のための体制整備も進めてまいります。

次は15ページでございます。基本事業の(5)介護(予防)サービスの充実でございます。要支援者・要介護者に対しては、要介護状態への移行の予防や重症化の予防に取り組むとともに、在宅サービス・地域密着型サービス・施設サービスを総合的かつ効果的に提供し、住み慣れた地域での自立生活の支援に努めます。評価指標でございます。一つ目は、小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護の事業所数を評価指数としております。これを、平成28年度末4事業所を平成33年度で5事業所としております。用語集にもありますが、小規模多機能型居宅介護とは通いによるサービスを中心にして、利用者の希望などに応じて訪問や宿泊を組み合わせ、入浴・排せつ・食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練を行うものでございます。また看護小規模多機能型居宅介護とは小規模多機能型居宅介護と訪問看護の組合せが提供可能なサービスで、要介護度が高く、医療的なケアを必要とする人が、住み慣れた家や地域で安心して生活することが可能となるサービスとなります。平成33年度までに1か所増える理由としましては、平成27年度から29年度までの第6期高齢者保健福祉計画により厚狭地区に看護小規模多機能型居宅介護を1か所建設することになっていることから、1か所増えた事業所数としております。次は、地域密着型サービスにおける居住施設の事業所数を評価指数としております。これを、平成28年度末8事業所を平成33年度で10事業所としております。地域密着型サービスにおける居住施設とは、市が指定・監督する認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のことでございます。平成33年度までに2か所増える理由としましては、先ほどと同様に第6期高齢者保健福祉計画により厚狭地区に認知症対応型共同生活介護と地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を2か所建設することになっていることから、2か所増えた事業所数としております。次に主要事業でございます。最初の介護保険給付事業は、要介護の認定を受けた被保険者が安心して暮らせるように介護状態に応じて、ホームヘルプサービスやデイサービスなどの在宅介護サービス、特別養護老人ホームや介護老人保健施設、いわゆる老健などへの入所の施設介護サービスの提供を行うものでございます。また負担軽減対策として、1か月の自己負担額が一定の上限額を超えた

場合、超えた部分を支給する高額介護サービスや低所得者に対しては介護施設へ入所する場合に居住費や食費の負担軽減を行っております。次に地域密着型サービス事業でございます。介護の事業所は基本的には県の指定でございますが、地域密着型介護サービス事業所は、市が事業所指定を行い、必要な助言及び指導をしております。現在、本市には地域密着型介護サービス事業所は、合計で49か所ございます。また、地域密着型サービス事業所の運営に当たりましては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならないとされていることから、事業所は定期的に地域住民、利用者の家族や市の職員とで運営推進会議を開催しております。市もこの会議を通して事業所の運営や地域交流等の助言を行ってまいります。

基本事業の(6)介護保険の円滑な運営でございます。介護保険サービスの適正な運営を図り、被保険者の安心と信頼の確保を目指します。評価指標でございます。一つ目は、介護保険料現年度分収納率を評価指数としております。これを、平成28年度99.05%を平成33年度でも99%を維持することとしております。介護保険料現年度分収納率とは年金から差し引かれる特別徴収、納付書で納めていただく普通徴収の保険料の収納率となります。公平な負担の確保からも高い収納率の確保は必要と考えております。次は、ケアプラン及び介護サービス提供の適正化件数を評価指数としております。これは、平成28年度329件を平成33年度で450件としております。ケアプラン及び介護サービス提供の適正化件数とは、国民健康保険団体連合会による縦覧点検の件数、市によるケアプランの内容の点検の数になります。この結果、ケアマネジャーに対し自立支援・介護予防の視点から助言を行い、利用者により適切なサービス提供ができるよう支援するとともに、給付の適正化を図るものでございます。この目標値につきましては、これまでの課の体制による実績を勘案して設定しております。続きまして主要事業でございます。介護給付・介護サービス適正化事業でございます。国民健康保険団体連合会に各介護サービス事業所の介護報酬の請求・審査を委託し、円滑かつ適正に介護給付管理を行うために、ケアマネジャーや地域密着介護事業所集団指導等を通じて、事務処理手順や制度改正を含めた介護報酬制度の周知を図ってまいります。また、事業、介護サービス利用者に対する適切な介護サービスの確保を行うため、ケアプランの内容を点検し、ケアマネジャーに対し自立支援・介護予防の視点から助言を行い、利用者により良いサービスの提供ができるよう支援する介護サービスの

適正化事業も行っております。次に介護保険管理事業でございます。これは介護保険事業を運営する事業で、基金・償還事業を含めた介護保険制度全般における適切な運営管理を行い、介護サービスが安心して利用できる体制づくりを行うものでございます。要介護認定を行うため、要介護認定調査や要介護認定審査会を適正に運営する介護認定審査事業、65歳以上の第1号被保険者の資格管理、住所地特例の管理を行う介護保険資格管理事業や介護保険料の賦課徴収事業になります。

説明は以上でございますが、この総合計画の下位計画としましては、平成30年度から平成32年度までの高齢者福祉計画がございます。現在、第7期を策定中でございます。この中で、3年間の介護保険料の設定や事務事業レベルの事業の策定も行っているところでございます。また、事務事業につきましては、PDCAサイクルで毎年見直しを行っているところでございます。最後に関連する個別計画、ただいま申し上げました第7期山陽小野田市高齢者福祉計画、これは介護保険事業計画と老人福祉計画を一体となって策定するものでございます。計画期間は平成30年度から平成32年度までとなっております。説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

吉永美子分科会長　それでは12ページに戻っていただきまして、ここでまず12ページにおける基本方針また目標指標、現状と課題というところがございますが、まずこの基本方針について皆様から質疑また御意見があればお願いいたします。

杉本保喜委員　基本方針に「高齢者が重度な要介護状態になっても」とここから始まっているんですね。ということは健康を維持している老人たちをどのように健康を維持していくかというのはここにはあまり基本方針として出ていないのは何か理由があるんですか。

吉岡高齢福祉課長　重度者というところで限定しているわけではございません。この地域包括ケアシステムにつきましては、皆さん2025年問題というのをお聞きになったことがあろうかと思いますが、これは団塊の世代の方が75歳になるのが2025年問題といわれております。この75歳というのがいわゆる後期高齢者ということになりまして、今介護保険を受けておられる方につきましては、高齢になられるほど介護給付、介護認定を受けて介護給付を受けられる率が高くなってまいります。例え

ば65歳から69歳の方が介護認定を受ける割合は2.6%。しかし、75歳から79歳の方は13.7%とかなり大きくなります。85歳になれば45%、90歳になれば68%というふうに年齢が上がるにつき介護を受ける機会が増えていくというところでございます。それによって社会保障費も増大していく中で、国としては2025年までに地域包括ケアシステムを各自治体で構築していきなさいという指針を出しているところです。その策定に当たっては市町の独自性を生かして作り上げていくということになります。本市としましてもいろいろな事業がありますが、地域包括ケアシステムの中には健康な方の介護予防というものも十分含まれているところでございますし、基本的なところとしましては基本方針にありますような、健康な方がもし重度な状態になっても、住み慣れた地域で暮らしていけるような体制作りを全般的に作り上げていくということになります。健康な方に関しましても、地域包括ケアシステムの一環の中で介護予防として取り組んでいくということでございます。

杉本保喜委員 全体的に見るとその辺は読み取れるんですけど、基本方針という言葉の中には全体的に包括的な捉え方をすべきではないかなと思うんです。基本方針の言葉だけだと、最初から年を取ればどどんくたびれぞこないの状態になっていきますよという中で物事を考えていこうというふうにしか思えない。けれども、あなた方が言われるように2025年の状況を問題として捉えたときに、それまでの間に健康を維持するような施策を前向きにやるべきではないかと思うんです。つまり、老化からの自立を促す環境づくり、これをやらないといけないと思うんですよ。そういうことをこの中にしっかり取り組んでいく姿勢を入れる必要があると思うんですけど、いかがですか。

吉岡高齢福祉課長 事業としましては、基本事業の(3)に介護予防がありますので、もちろん取り組んでいくということでございます。全体的な基本方針としてその辺りが必要なのではないかという御意見でございますが、思いといたしましては、元気な高齢者がいつまでも元気でいていただく。少し元気でない方については、介護予防を受けて元気になっていただきたいという思いもございますけども、そういうところも含めて、言葉に関しましてそこはありませんが、高齢者の方が重度な要介護状態になってもというところで、その辺りを酌んでいただければというふう

に考えております。地域包括ケアシステムの説明につきましては、国のほうがこのような標準的な表現を使っているということでしたので、この基本方針につきましても同じような表現にさせていただいたところでございます。

杉本保喜委員 国がそういうふうに言われているからということだと、独自性はないよという話になってきますよね。先ほど言われたように我が市の独自性を出していくというようなことも言葉の中にあっただと思うんですよ。例えば、基本事業の生涯現役社会づくりの推進というところがありますよね。この中に私が今言ったように老化からの自立を促す環境づくりというものを具体策としてここに入れるべきではないかなど。それがあって初めて納得いくんですけど、ここには介護支援ボランティア登録数として、その目標として数を増やすということを全面に押し出しているんですよ。そういうことから見ると私がかつて言いましたように、老人向けの遊具を地域としてやっていますよということを一般質問の中でも紹介したりしているんですけど、そういうような施策があってもいいと思うんですよ。話が飛びますが、基本的には地域の活性化がベースになると思うんですよ。その中で第二層協議体等をどのように組み立てていくかということも地域の力、自治会の強さにつながっていくと思うんですよ。自治会の中には福祉員もいれば、民生委員、自治会長もいる。この三者が一つになって初めて百歳体操がうまくいっているということも言えるわけですよ。基本的なベースをどのようにベーシックなところを強くしていくかということ、しっかりこの中に組み込んでいかなければいけないと思うんですよ。私がずっと見ていくと、その辺はどうも足腰が強くなるような風情が感じられないというのを私は危惧している。そういう中で最初に私が取っ掛かりとして基本方針に「高齢者が重度な要介護状態になっても」と、ここから始まっていることに私はそういうところの力を感ぜないと思うんです。その辺のところは理解していただきたいと言うんだけど、理解していただくためには、その辺のところもちゃんとした次の基本事業の中にうたわなければ、理解できないというようなことになっていくと思うんですけど、いかがですか。

吉岡高齢福祉課長 地域づくりも含めた事業につきましては基本事業に入れております。先ほどの地域包括ケアシステムにつきましては厚労省が作っております非常に分かりやすい図がございます。その中には先ほど国の

とおりの文言でと申しましたが、その中には地域包括ケアシステムを構築する上でのいろいろな事業がその中には描かれておりました、ほぼ全ての事業について私どもは基本事業の中で取り組んでいるところでございます。先ほど言われました地域づくりにつきましても、今後、国が地域づくりについてかなり力を入れているところでございますので、私どもとしましても、実際に担当者が地域の中に入って、その地域のキーマンの方、地域によって違うと思いますが、地域に入って、その地域のキーマンと話をする中で、その地域に合った地域づくりを進めていくということで、今年度からいろいろと動いているところでございます。

大井淳一朗委員 杉本委員の言われることはごもっともで、第一次総合計画を見ると、高齢者福祉の充実とは別に介護サービスの充実というのがあります。介護サービスの充実の中の基本方針に12ページにある基本施策「高齢者が重度な要介護になっても」ということが書いてあります。診断カルテでいくと35ページですけど。ところが杉本委員がおっしゃるのは診断カルテの33ページにあります高齢者福祉の充実の「高齢者が地域社会の一員として、社会活動に積極的に参加し、生きがいを持って」と、この二つの施策が今回一つになって、事業も一緒になっているので、もともと別々の施策を一緒にしたんだけど、基本方針は介護サービスの充実ばかりにとらわれているから、杉本委員が言われるような指摘があったんです。なぜこういうふうになったのかということと、その辺はもっと丁寧にするべきではなかったですかね。基本理念ですね、いかがでしょうか。

吉岡高齢福祉課長 第一次のほうは高齢者福祉の充実、介護サービスの充実ということで分かれておりました。これは第一次と第二次の大きな違いということになります。第一次のときも地域づくりという具体的なものはありませんでしたが、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるということを目標に計画も設定しているところですが、平成27年度の介護保険の改正により、地域包括ケアシステムの構築という新しい国の指針が出てきたところなんです。この地域包括ケアシステムにつきましても、このたび一つの基本方針としておりますけども、内容としましては図ではいろいろな施策がそこにあるということですが、基本事業にあります全ての基本事業が地域包括ケアシステムの中に含まれるというようなことになっております。第二次の計画を策定するに当たり、地域包括ケアシ

システムの構築を頭に置きまして、各事業を全て進めていくことが、最終的に地域包括ケアシステムを構築していくことになるという考えを持って、このような形にさせていただいたところでございます。

大井淳一郎委員 二つの施策を一つにした筋というのは分かるんですけど、それであれば基本理念が目標とか基本事業につながるわけですから、もともとの高齢者の社会参加による介護予防という側面も含めた基本理念にしないと整合性が付かないんじゃないかという指摘だと思うんですね。いかがですか。基本理念のそこはちょっと甘かったのではないかな。

岩本健康福祉部長 委員からの御指摘の点はよく理解できますけど、大切なことは地域包括ケアシステムを構築していくこと。最終的な目標としては、御指摘のありました、重度な要介護状態になった方の対応が一番の焦点になってくるということ。ここを最終目標として包括ケアシステムを構築しようとしているわけでございますので、これをまず前面に出して、この方針を立てたというのが、本市に限らず、国の方針に準じた考え方でございますので、そのような表記をさせていただいているところでございます。したがって、地域での力を軽んじているわけではなくて、ケアシステムの中に取り込んで進めていこうという考えは、これまでと同じでございます。ということで、御理解いただけたらと思います。

山田伸幸副分科会長 今の中で重度の方への対応と言われたんですけど、そうではなく、介護に至らないように全体的にやっていくのが基本的な方針ではないんですか、地域包括ケアシステムの。重度の方は介護保険サービスが種々あるけれど、それに至る前のことに対して、もっと地域を挙げて、今まで国がやってきたことも市に移管されてきて、それをやっていくというのが今の方針ではないでしょうか。部長の説明は違っているように思うんですが。

岩本健康福祉部長 私の言葉足らずだったかもしれませんが、重度な要介護状態になった方というのは、一つの最終目標と、そこをどう対応していくかということが目標であると。それを前提としてケアシステムについては、これまでの施設介護とかございますので、そういった意味で、決して後退しているものではありませんので、それを除いたとか、そういった解釈でもございませんので、そういうふうに理解していただけたらな

と思います。

杉本保喜委員 言われることはよく分かるんですが、山田委員が言われたように、用語の解説集を読んでも、ここに住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される仕組みと言葉としては説明されている。これを見たときに老後に対する生活全てだなという捉え方になると思うんです。そうなったときに私がこだわっているのは、基本方針というのは全体的に組んで基本方針として挙げるべきではないかということ言っているんです。これから予算に入っていきます。予算取りに入ったときに老後の介護の支援ばかりうたっている中で、予算取りが入って、(3)の介護予防の推進の中に運動器の機能向上、生活支援サービスなどの充実を図りますというふうにうたっている部分もあるんですよ。これだと私が一般質問で言った大人の遊具、老人の遊具も必要ではないかという話にこれがつながっていくわけです。ところが基本方針にそういう言葉が全くなければ、その辺でどっちなのと言ったときに、お年寄りの本当に駄目な人たちのほうにどんどん金を注ぎ込んでいくと。くたびれる前にそれを維持しようとする人たちのために何ができるかという形が本当にできるんであろうかということが心配になってくるということなんです。だから私が基本方針という、この言葉についてこだわるところは、そういうところなんです。

吉永美子分科会長 執行部なかなか答弁が難しいみたいですが、私も委員の言われる意味が分かる気がするんですね。基本方針に地域包括ケアシステムのことだけしか出してない。いかに元気な高齢者を作るかというその思いが見えないように私も言われてとても感じましたし、先ほど大井委員も言われました第一次総合計画にはそういった「高齢者が地域社会の一員として社会活動に積極的に参加し」というふうになっていて、地域包括ケアシステムを作るんですよというその基本方針しか出てこないというところにはやはり委員の皆さんは大なり小なり疑義を感じておられるのではないかと思いますので、これやっていますと時間だけが過ぎていきますから、今日はこれは保留にいたします。目標指標のほうございますか。

山田伸幸副分科会長 目標指標の中で要支援・要介護認定率が挙がっています。今国の方針としてそもそも要介護認定そのものを少なくしよう

という動きがあって、チェックリストを使って要介護認定に至るのか、それともそれではないサービスに誘導していくのかということと、できるだけ国はこれを低くしていきたいと思っているようにしか受け取れないわけですよね。そういった中でこれを全国平均より上だからこれを下げていくというのはいかがなものなのかと。全国でいち早く総合事業に取り組んだところでは、事務方の窓口でそれを引き下げていく努力がされているというレポートも出ていますので、やはりこれを引き下げていくというのは、山陽小野田市の方針としてそれが正しいことなのかどうか、その点は図られた上でこの指標を掲げておられるかどうか、その点いかがでしょうか。

吉岡高齡福祉課長 この要介護認定率の改善と私先ほど申しましたけども、思いついては、やはり介護サービスが必要な方には必要なサービスを受けていただくというのは基本的なことだろうというふうに思っております。ですからそのサービスを取り上げて認定申請を受けられないようにするとか、そういったことは一切ございません。想定しておりますのは、この要支援レベルの軽度な方、この軽度な方が介護予防を行うことで、この心身の状態が改善して、要介護認定で非該当になると、いわゆる介護からの卒業というふうに言われることもあります。そういったことを取り組むことでこの認定率を下げていくと。そういったことから先ほど申しましたけども、改善という言葉で申し上げておりますので、決してサービスが必要な方のサービスを削っていくとか、認定を受けさせないとか、そういった意味で使っているわけではございません。

吉永美子分科会長 よろしいですか、ほかに目標指標のところでございますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）次の現状と課題について御質疑、御意見ございますか。ないようでしたらちょっと私が聞いたかったのがあったんですが、1行目のところで「高齢化率は、本市では既に30%を超しており、全国に比べ約10年早く高齢化が進行しています」とあります。私の記憶がたしかならば高齢化率は市の平均は32.数%だったと思っておりますけども、これまでも大きく地域の差があって、地域によっては40%を超えているところもあります。そういったところが本当に関係なく、いわゆる地域性という部分では全く現状、課題という部分が出ておりませんが、このことについてはどのように理解したらよろしいでしょうか。

尾山高齡福祉課技監 今おっしゃられましたようにかなり市内の中でも地域性というものがございます。高齢化が進んでいるところもあれば、例えばおひとり暮らしが多いようなところ、若い人が極端に少ないような自治会等があることは一応把握をしております。そのような個別的なニーズに対応していくために、13ページにございます第二層協議体、こういうふうなものを通して地域地域の課題に対してどのような地域づくりが必要なのか、特にこの第二層協議体の面におきましては、地域の支え合いが中心となってまいります、そこで足りていない部分を今度公的なものでどうカバーしていくかというような形で考えてまいりたいというふうに考えております。

杉本保喜委員 現状と課題の4番目ですね、「高齢者自身が地域の担い手として生涯現役の暮らしを送ることができるよう、生涯学習活動や地域活動などへの参加を促し、高齢者の社会参加を支援していくことが必要です」とうたっているわけですね。これをうたう以上は具体的にこういうふうにやりますよと、基本事業の中に具体的なものがあるといいんじゃないかというふうに思うんですけど、その具体的なものが見られないんですよ。その辺に弱さがあるというふうに思います。それから先ほど言われた第二層協議体、これは町内会や自治会、地域ボランティア等々民生児童委員、老人クラブ、社協等々が入ってくると思うんですよ。今皆さん自治会数はうちの市内に幾つあると理解されているんですか。私が調べたところ10月1日現在で市内の自治会長は343なんです。この中に自治会に入っていない方が小野田地区で1,526人、山陽地区で967人、合計2,493人いるんですよ。もう幾つかの自治会を束ねてもまだ足りないぐらいに自治会に入っていない人がいるわけですよ。私はこの中で問題になると思うのは、この自治会に入っていない方が要介護必要な人間が何人おるんだろうかと。それからそれに片足を突っ込もうという人が何人おるんだろうかというようなところが問題ではないかなというふうに思うんですよ。そういう人たちも救う方法を考えなきゃいけないだろうし、それからもう一つ問題は自治会の中に民生委員がない自治会もあるわけですよ。そうすると、隣の民生委員が隣のほうまで面倒見ないといけないという環境が現実にあるわけですよ。だからまずこのベーシックなところをしっかりと固めないと、第二層協議体そのものがなかなか難しい。先ほどから皆さんのほうからも地域によ

って非常に差があるということを何度も口にされていますよね。防災体制もそうなんですけれども、地域に非常に差があるのは現実的な問題なんです。ただ問題はあまり自治会を作ることにも入ることにもそういうことにあまり頓着のない地域が要介護者が多かったらかなりよそに迷惑を掛けるといふか、負担を掛けることになるわけですよね。だからそういうようなところも含めて、第4項目目の現状と課題をもう少し分析をして具体的な対策を講じる必要があるのではないかと、私は思うんですけれども。それからもう一つ大きな問題ですね、外国人がいるということなんです。うちには外国人が調べたところ697人いると、この10月1日現在でですね。この外国人が皆元気な人ばかりならいいけれども、ひよっとしたら要介護の中に入ってくる可能性はないのかなというところを見る必要が出てくるんじゃないかなと思うんですよね。日本という国は非常に外国人に対して寛容な部分がありますから、じゃあ国としてはどういふふうに対応を考えているんですかという問い掛けもしていく必要があるだろうと思うんですよ。これ見ると外国人のいない地域というのは厚狭の一部ぐらいなんですよね。あと皆二桁で外国人が住んでいるという環境があるんですよ。だから全体的な人口の中の健康状態というものもしっかり見据えて第二層協議体をどういふ形で足腰の強い協議体にできるかということ、まずこれをやらないとなかなか生涯現役の暮らしうんぬんというところにも入っていけないと思うんですけれども、その辺りはどのようにお考えですかね。

吉永美子分科会長 杉本委員、今現状と課題のところなので、4項目目がいかにかに実態が分かった上でこういう書き方をしているんですかっていうことでよろしいですか。

尾山高齢福祉課技監 4項目目の今の御質問の内容が高齢者がいかに生涯学習活動や地域活動へつながっていくか、それが中にどのように生かされているかというふうに把握したんですけれども、まずこの4番目のところは先ほどちょっと保留になりましたが、地域包括ケアシステムを構築する五つの要素のうち、予防と介護支援、この部分になってまいります。そしてこの基本事業の中では1番目の生涯現役社会づくりの推進、2番目の高齢になっても住みよい地域づくり、3番目の介護予防の推進、もう少し幅を広げれば認知症施策の推進へと全て絡まって事業が混在しているというふうに考えていただければと思います。例えばですけれども、

このたびの地域包括ケアシステムで何が大切にされているかということ、まず一つは元気高齢者にいかに元気なままいていただくかということと、その元気な高齢者の力を社会の担い手として活用できるかというところでございます。その観点から申しまして例えば13ページの第二層協議体に関しましてはその地域地域で元気高齢者の力をいかに支え手のほうに回していけるかという辺りも課題になってまいりますし、次のページの住民運営通いの場、こういったものもサポートされる方にも高齢者の力を活用していきたいということで、その下にある介護予防応援隊ということで、養成させていただいてその方々が地域に出向いていろいろな居場所づくりのお手伝いをさせていただくというような絡みで今の生涯学習活動や地域活動への参加を促すというふうな方向性を考えております。

吉永美子分科会長 杉本委員が言われた自治会に現実に入っていない方もたくさんおられる、外国から来られた方もおられる。いろんな方々おられている実態を把握した上でこういう書き方をされているんですかというふうに聞かれたと私は認識したんですけども、いろいろな実態というのはつかめるだけはきちんとつかんだ上での今の活動、自治会に入っていない方もたくさんおられるとか、そういったことも把握はされていかれながら進めておられるということでしょうか。

尾山高齢福祉課技監 今聞かせていただいて、例えば外国人の状況などは申し訳ございません、把握をしておりますでした。自治会未加入の方が多いというような情報は得ておりますので、その地域地域で今校区ごとに話し合いを進めている段階ではその辺の実情も教えていただきながら進めているところでございます。

吉永美子分科会長 それでは現状と課題はよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）次の基本事業に入っていきたいと思えます。まず1番目の生涯現役社会づくりの推進というところで委員の皆さん御質疑、御意見等ございませんか。

杉本保喜委員 お尋ねしますが、この介護支援ボランティアこれは今ポイント制があるんですね、これはこのまま維持をしながら増やしていくということなんですかね。

吉岡高齢福祉課長 現在のところは現状の制度のまま進めてまいりたいというふうに考えておりますけども、例えばボランティアをする場の拡充とかその辺りについてはただいま検討しておるところでございます。

大井淳一郎委員 と申しますと転換交付金の5,000円の範囲を超えたところは地域通貨は今年度までという方針は出てますが、今後はあくまでも現金5,000円上限ということで、ポイント繰越しということは全然検討されていないということですかね。繰り越した上で自分が介護を受ける立場になったらそのポイントを使うということも議会からたびたび指摘されていたんですけども、その点はいかがでしょうか。

吉岡高齢福祉課長 繰越しにつきましては現在100ポイントを翌年度に繰り越すことができます。今おっしゃられたのはいわゆる時間預託型のボランティアということだろうかと思っておりますけども、現在のボランティア制度につきましては、そのような形をとってはおらないわけですが、時間預託についてはいろいろなところでお話を聞く中で将来そういう検討のほうは、検討というかまずは勉強だろうと思っておりますけども、そういうことはしていきたいというふうには考えております。

杉本保喜委員 いろいろな形のボランティアがあると思うんです。その中でこの介護ボランティアのみポイント制、そういう形をとってこれからも不公平が出てこないのかというところがちょっと気になるんですけど、その辺りはどのようにお考えでしょうか。

吉岡高齢福祉課長 現在はおっしゃられたような形で運営をしているところでございます。これは今後の検討といえますか、というところになろうかと思っておりますけども、その対象について今の方だけではなくて事業の中でも介護予防応援隊であるとかいろんなものがございます。そういったところでポイントが付けられないかということもございますが、その辺りについても今後検討のほうはしてまいりたいというふうには考えております。

山田伸幸副分科会長 今の介護支援ボランティアポイント制度ですよ。これ宇部市の場合は物すごく広くとっているんですよ。健康診断を受けるだけでもポイントが付く。御存じですよ、そこまで広げられているの。

それが山陽小野田市ではなぜできないのだろうかというふうに以前も一般質問で行ったことがあると思うんですが、市民に広くこういったボランティアを根付かせていく上でもそういった対象を幅広く捉えていくことがとっても大切になってくるんじゃないかと思うんですよ。だけど今話を聞くと、議会としては地域通貨も含めてもっともっと幅広い方に関心を持ってもらおう、ボランティアにも参加してもらおうということでそういう提案をしてきたつもりなんですけど、原課のところではそれが足踏みをしているような印象を受けるんですけど、その辺の検討はいかがでしょうか。

吉岡高齢福祉課長 今おっしゃられた宇部市のボランティア制度でございますが、これはたしか介護ボランティアと健康ポイントは別物であるというふうに認識をしております。一体となったものではなくて、別物ということをお伺っております。この介護ボランティアについての拡充、健康についての拡充等につきましては高齢福祉だけでできることではございませんので、関係課といろいろ協議をしていかないとということがございますので、そういった中で勉強といいますか、させていただければというふうに思います。

大井淳一郎委員 先ほど課長も言われたんですけども、結局この事業は介護保険事業という枠の中でやるから当然現在実は65歳以上じゃなくて40歳以上からできるようになっているんですけれども、そういう枠の中でやるからこうなんですよね。ですから山田委員の言われるように更に広げるのであればまちづくりのポイントということでこの介護保険事業の枠にとらわれない形でやらないと無理なので、その辺は当然御承知だと思うので、更に検討していただきたいと思います。ただ費用対効果もありますし、先進地ではよく言われるのはあるスーパーの何とかポイントというのを使うことが多いんですけども、それを使うのがいいのかということもあるので、それも含めてポイント制度について考えていただければと思います。

吉永美子分科会長 それでは(1)はよろしいですね。「はい」と呼ぶ者あり)では(2)なんですけど高齢になっても住みよい地域づくりというところでございます。その内容について御質疑等ございますか。

大井淳一郎委員 先ほどから出ている第二層協議体、これは一体どういった団体を想定しているのでしょうか。協議体を想定しているかについてお答えください。

尾山高齢福祉課技監 この第二層協議体を構成する団体につきましてはどの地区もこの団体というふうな想定はしておりません。地域地域に応じた形にはなろうかと思っておりますが、大体の想定といたしましては例えば自治会長さん、自治連の関係者あと民生委員さん、福祉員さん、ふるさと協議会の方だとか、コミュニティスクールの構成をされていらっしゃる方だとか、そういった方とあと地域でこういう地域づくりにすごく興味や熱意をお持ちの方、そして可能であればその地域の例えば商店だとか、何らかのサービス提供が可能な方だとか、介護サービスの事業所の方、こういった方にも参画をしていただけるのが理想ではないかというふうには考えております。

大井淳一郎委員 市の社協のほうで進めて、なかなかうちも含めてうまくいっていないのが地区社協ごとのネット会議ということでありますね。自治会長と福祉員、民生委員辺りが想定されるんですが、そういったネット会議、市の社協がやっているこのネット会議との関係、どうしちよるネットも含めて年に1回ある三者交流会もあるんですが、そうした社協の事業とこれからされようとしている第二層協議体設置の関係は今後どうしていくのかについてお答えください。

尾山高齢福祉課技監 地区社協さんももちろんですけども、既に地域づくりをされている団体とはかなり協力をしていきながら行っていきたいというふうに考えております。今言われたどうしちよるネットの件ですが、今ちょっと一つの地区でこの課題が挙がっているんですけども、せっかくどうしちよるネットという仕組みで各地区で困っていらっしゃる方の抽出、そしてその方の見守り等を考えていらっしゃいます。この機能の中に例えばどういう困り事があるのかを吸い上げるような機能を持っていただいて、その辺でニーズを把握して協議体で必要な仕組みを作っていくというふうな連携が取ればいいのではないかとというふうに考えております。

杉本保喜委員 私が気になるのは、第二層協議体に行政がどのように関わって

いくというふうな考えを持っておられるかを聞かせてください。

尾山高齢福祉課技監　まず第二層協議体を作り上げていくということは最大限にバックアップをしていきたいというふうに考えております。そして立ち上がった後に、では知らないというわけではなく、ただ行政が主導でやってしまうと地域のやろうという思いをそいでしまう可能性もございますので、あくまでも後方支援的な動き、それとあとこの第二層の上に第一層協議体という市レベルの協議体というのも設置をしておりますので、そういったところで例えば二層同士の情報交換の場を設けたりというような形での関わりを考えております。

杉本保喜委員　既に第二層協議体に近いような団体さんは、今言われるように12か所の中の小学校校区でやっているところが結構あるんですね。そういうところは今言われるようにイニシアティブをこちらのほうに持たせてコーディネーター的にいるというのはそれで一番いいと思うんですね。問題はそうでないところをどのように引き上げていくかというところが私はお尋ねしたいんです。

尾山高齢福祉課技監　これも今から試みてみないと成功するかどうかというのは分かりませんが、なかなかキーパーソンの方がいらっしやらない地域に関しましては、まず例えば一つの方法ですけれども、市が勉強会という形で開催をさせていただく。動員に関してはかなり地域の方々の御協力を得て参加していただいて、そういう勉強会を繰り返す中で熱意のある方、是非一緒にやってみようという方で協議体が構成できればというふうに考えております。

山田伸幸副分科会長　私もいろいろ団体に関わってはいるんですけど、非常に多いというのが率直な印象なんです。今日自分はどの会議に出ちよるんかいなって、そういう人も随分おられるんじゃないですかね。今日はふるさとづくり、今日は地区社協、今日どうしちよる、ええっと何じゃったっけという感じにならんようにこれが新たな団体を立ち上げる、そういうところに必要な機能を持たせるというふうにはならないんでしょうかね。地域に全部持っていったら、地域のほうが腹を立ててしまうんじゃないかなという思いを持っております。

尾山高齢福祉課技監 その辺も原課としても重々感じております。ただおっしゃられるように例えば地域のキーパーソンとなられるであろう方に持ち掛けた結果、うちの地域では例えば地区社協をベースに作り上げようとおっしゃっていただければ、既存の団体をお願いするというやり方もありかなというふうには考えております。ただこれもそこそこの地域の方にその選択を委ねる形をとらせていただきたいというふうに現時点では考えております。

吉永美子分科会長 ほかにございませんか。よろしいでしょうか。ちょっと私ナースフォンの件を聞きたいんですけど、今民生委員さんの調査の中にチラシも作ってしっかり頑張っていたと思いますが、29年度の実績はどうなっていますか。

尾山高齢福祉課技監 29年度の7月末現在ですが、280台出ております。

吉永美子分科会長 33年度に3,700人のひとり暮らし世帯予想の10%ということなんですけども、民生福祉常任委員会の中で御報告があったのが今大変利用料安くすることができたとか、しかしながら施設に入られたりお亡くなりになったりとかされる実態はあると言われましたけれど、ひとり暮らしが増えていく中でこの予想数、いわゆる目標値ですね、目標値というところではもう少し頑張るといえるか、そういったところが370人もお亡くなりになったりとか施設に入られたりとかいろんなことがあるから、これだって頑張るんだよっていう数字かもしれないけれど、やっぱり利用料が安くなってひとり暮らしが増えていくという中でもう少し引き上げて頑張っていこうというところを私は対象者の予想数という部分ではもう少し上げてほしかったなというのは私の個人的な思いなんですけども、これはよその自治体、近隣市でいいんですがそういった実態は調べておられますか。同じような取組されておられないんですか。

吉岡高齢福祉課長 件数というか、取組内容という…

吉永美子分科会長 同じように何人という、同じような形で。

吉岡高齢福祉課長 他市の状況はちょっと把握しておりません。会長さん先ほ

どおっしゃられたように昨年この事業につきましてはアドバイスを頂きまして、年に1回民生委員がひとり暮らし高齢者と二人暮らし高齢者の世帯を回るときに、安心ナースフォンの説明、勧誘といたしますか、そういうことをしていただいております。今7月の状況を申し上げましたけれども、これはちょうど調査中ぐらいのときでございました。それが過ぎまして、今10月とか11月ぐらいにはかなり申込みのほうが増えておるところでございます。370人という設定はさせていただいておりますが、私どもとしましては、それ以上にできればというふうな意気込みはございますので、今後とも積極的に取り組んでまいりたいと思います。

吉永美子分科会長 大きくその目標値を超えるぐらいに、目標値だからもうええわというふうにはなあってほしくないの、あえて申し上げさせていたいただきました。できれば他市の状況も参考になりますので、調べていただけたらと思っています。ではこのページはよろしいでしょうか。

杉本保喜委員 今のナースフォンの件ですね、調査をした中であなたのところはナースフォン取っておいてもらいたいと思うけれど、本人がもういいよというようなところもあるんだろうと思うんですけど、その辺りのところは比率というんですかね、ひとり暮らしは必要なんだけど、断っている人が多いよというのがあるのかどうか、その辺りは現状としてはどうなんですか。

尾山高齢福祉課技監 全件現状としての把握はできておりませんが、このたび一つ特異的だと思ったのが、ひとり暮らしの実態調査の項目に安心ナースフォン御存じですか、設置しませんかと、それで「はい」と言われた方に全件電話等でたしか確認をした結果、ちょっと人数までは聞いていないんですが、意外と先々要るから今は要らないと断られたというケースが多かったという印象は残っております。ですのでやはり民生委員さんが見られて必要と思っても、要らないと言われる方は比較的多いのではないかなというふうな予測はしております。

杉本保喜委員 そういうようなところから目標値という数が多少その辺に加わってくるかなという思いがあるんですよね。だからこの調査というのはやはり定期的に半年に1回なりやりながら動向調査をしておく必要があるんだと思うんですけど、いかがですかね。

尾山高齢福祉課技監 今回の調査と言われるのはひとり暮らしの方に全件という…それに関しましては今現在の65歳以上のひとり暮らし実態調査だけでも民生委員さんに過大なる負担をお掛けしておりますので、これを年2回とすることは難しいかなと。その代わり例えば気になる方の情報が高齢福祉課だとか地域包括支援センターにつながるように、先ほど大井委員さんが言われていたようなどうしちよるネットの仕組みだとか、日頃の民生委員さんとのつながりの中でそういうケースの情報が入ってくる仕組みのほうに力を入れていきたいと考えております。

山田伸幸副分科会長 この高齢になっても住みよい地域づくりの最後に在宅介護を支える体制の充実というふうになっています。私はもう既に介護状態からは手が離れて大分楽になったんですけど、家族の中に介護が必要な人がおられるというのはとっても大変なんですね。それをほかの人がどういう支援をするかって、これは難しいんですよ。専門家のサービスを受けようにも要介護が低くてなかなかサービスが受けられない、そういった人たちをどうしていくかというのが一番大きな課題だと思うんですね。その辺で非常に境目の人に対する支援というか、介護度は低くても家族の支援がなかったらとてもじゃないけど在宅介護できないという状況も、本人の意思にもよるんですけど、やはりかなりあるんじゃないかなと思うんですね。そこをしっかりとしないと介護殺人とか介護心中だとかそういったことになっていくと思うんですね。その辺をどうやって防止していくかということでのこのサービスだと思うんですが、そういった意味で言うと安心ナースフォンというよりはやっぱり介護しておられる家族の支援がとっても大切になってきているんじゃないかなと思ってるんですけど、その辺はここでどういうふうに施策展開をされようとしているのか、それについてお聞きしたいと思います。

尾山高齢福祉課技監 まず事業といたしましては、例えば介護者の経済的な面の負担軽減のための紙おむつの助成事業だとか、介護者の方の労苦に応えるような家族介護者の交流事業、こういったものを行っております。これ以外に先ほど言われましたように在宅で介護されていらっしゃる方というのはかなり孤立感を感じながら日々介護をされているということで、介護者の会とらいぼっどさんありますが、そういった方々と一緒に介護者の集いの開催をしたりだとか、介護普及啓発イベントを行ってお

ります。またどうしても支給限度額でサービスが足りないというようなケースに関しましては民間のケアマネさんが担当されていらっしゃる場合であれば包括のほうに相談をしていただいて、何らかほかの方法で対応ができないかというような相談に応じているところです。それと今おっしゃられたように今からとにかくおひとり暮らしだとか老老世帯が増えていくことで介護保険だけでカバーができなくなる、その辺の仕組みを先ほどからお伝えしている第二層協議体の中の地域づくりの支え合いで作っていくことができるといふふうに考えております。

矢田松夫委員 第二層協議体の中で33年度の目標12か所というふうに記載してあります。これはモデル地区を指定して順次増やしていくという、こういう方針でいいんですか。

尾山高齢福祉課技監 12か所全小学校区ですが、モデル地区から順次というふうな考え方でおります。

矢田松夫委員 であれば今でも福祉の青い看板がありますよね、自治会単位で。あるいはそれを増やしていくという、社協の中でもそういう方針というのはありますよね、今でも。モデル推進地域という看板があるでしょ。それと三者懇談会というのが地区社協の中でも盛んにやられておりますけれど、何らそんなに変わらないと思うんですよ、やれることが。住みよい地域づくりをする団体っちゅうんかね。リンクするっていうんかね、同じように。バッティングするような気がして新たに何かをするという感じがしないんですがね。新しいものを作るとか。今までの既存の組織を使ってそういった住みよい地域づくりをすると。こういうふうに聞こえるんですが。

尾山高齢福祉課技監 非常に協議体の役割の説明というのが難しいなと日々感じておりますが、協議体の最大の役割というのは新しいサービスを創出していくというところまでが役割に課せられています。ですからその地域で困っていらっしゃる方のためにどういう仕組みを、協議体自体が作る必要はないんですけれども、協議体が声掛けをして仕組みを作っていくかというところが現在地区社協さんとかで行われているところと若干の違いかなというふうに考えております。

吉永美子分科会長 よろしいでしょうか。(「はい」と呼ぶ者あり) それでは(3) 介護予防の推進に入りたいと思います。ここは皆さんごさいませんか。

松尾数則委員 住民運営通いの場というのは、これは設置箇所既に34か所はあるみたいですが、何か要件があるんでしょうか。例えばデイサービスをしているところじゃないといけないとかそういった要件があるのかどうか。

尾山高齢福祉課技監 そういう要件はごさいません。地域のほうからやってみたいという希望があれば説明させていただいて、それでしてみようと思われれば支援をするという形です。

杉本保喜委員 この用語の解説の中に「百歳体操等を、住民が主体となって身近な場所で継続して運営する通いの場」というふうに書いてあるんですけど、現実には今あちこちで百歳体操やっています。参加者もだんだん増えているという傾向にあることも分かっております。そのあと休憩時間にお茶でも飲んで雑談しようかと、その場が通いの場になるだろうというふうには分かります。けれども先ほどから言われるように温度差があるんですね、自治会によって。もううちはきついえ行かんとか、仕方がないから隣同士うちなんかも二つの自治会が一つになってやっていますけれど、そういうこと等もあるんで、温度差があるということで、私は通いの場を母体をどこに持っていくかというところも今の時点では各自治会の民生委員を中心に大体やっているだろうと思うんですね、この百歳体操を。

尾山高齢福祉課技監 確かに民生委員さんが中心になられてされているところもごさいますが、個人の方が自分の家を開放して数人で集まってされているようなところもあれば、介護予防応援隊が引っ張ってその地域でされているようなところ、それだとか有志で集まられて始められているところ、様々でございます。

杉本保喜委員 問題はその様々なところをどのように把握をしてこの目標値として85か所と持っていくのかというところなんですね。それとそれぞれに行政ならではの支援というか、そういうものもあるだろうと思うんですね。その辺りのところを含めて将来85か所と持っていくのか

というところが母体がどの辺りを中心に置いて、1か所と数えていくのかというところがあまり分からないんですけど、その辺りはどうなんですか。

尾山高齢福祉課技監 母体というのは特に定めておらず、自分たちでやり出したいと言われて、うちが支援に入ったところは1か所というふうにカウントしております。この住民運営通いの場の百歳体操に関しましては、まず希望があった団体にプレゼンテーションに参ります。それで条件付けがあります。週1回は最低していただくというような条件が。必要な物品は皆さん方でそろえていただく。ただしDVDと重りは続けられる間は貸出しをしますよという条件付けをしております。ただこの条件付けの大きな目的は居場所だけではなく、介護予防の効果を狙いたいというところで行っています。この条件でやってみようと思われたところにその体操の仕方だとかというのを支援に入ります。先ほど行政の関わりというお話ありましたが、まずそのきちんとした体操の行い方だとか今日は体操をしないほうがいいのかという体力チェックの見極め方、それと初回と3か月後、6か月後、1年後、その後1年ごとの体力測定に入って住民の方々が継続していこうというモチベーションの向上と正しい運動の仕方がきちんと継続できているかというようなチェック、こういったもので関与しております。ということで箇所数というのはこちらのほうで確実に把握できる形になっております。実施されている箇所数は。

杉本保喜委員 そうするとこの85か所は今言われたコーディネートというか支援の形はしっかりやったところが1か所という数え方だというふうに理解していいんですね。

尾山高齢福祉課技監 そのとおりでございます。

吉永美子分科会長 ほかによろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）では（4）の認知症施策の推進のところに移りたいと思います。

大井淳一郎委員 この認サポの人数も大分増えてきているんですけども、小学生とかも含めてやられているということも聞いています。職員の認サポ養成講座を受けた割合っっちゃうか、どれぐらい受講されておりますか。

尾山高齢福祉課技監 割合は人事課でないと把握できてないかもしれませんが、私どもが聞いておりますのは3か年かけて全職員を対象にと、その後は新人研修の一環で入れていただくようにしております。

大井淳一郎委員 私も一応サポーターなんですけど、じゃあ認知症がサポートできるかというところできません。要はサポーターとなった後のフォローですね。人数も多いのでなかなか難しいんですが、その後どうしていくのかと考えたときにどうしたらいいのかなと思うんですが、いかがですか。どう考えておられますか。

尾山高齢福祉課技監 おっしゃられるとおりサポーター養成に関しましては広く理解をしていただくという点においては非常に効果がございしますが、その次のステップということでこの辺りに関しては次年度ちょっと何らかの工夫を考えていきたいというふうには考えております。

山田伸幸副分科会長 この中に見守りネットのことがあるんですけど、この見守りネットというのは徘徊^{はいかい}高齢者が出たときにすぐお知らせをしてどなたか見掛けられた方いらっしゃいませんかという形ですよね。残念なことになかなかそれでは見つけ切れないというのが現実の姿だと思うんですね。そういった意味でGPS機能の付いた靴を履かせるだとか、いろいろなそういった施策を以前求めたんですけど、その後の検討は何かされておられるでしょうか。

尾山高齢福祉課技監 以前GPS機能を靴にはめ込んでという御提案を頂いたと思うんですが、そのときにその靴を履いて出ないと結局は探せないのではないかという辺りを考え、広く周知できるこの防災メールという形に切り替えました。ただこの防災メールを活用しての見守りネットさんようおのどもまだ開始したばかりですので、この状況と実際の徘徊^{はいかい}の事故の数だとかこういったものを注視しながらほかの制度が必要であれば検討はしていきたいというふうに考えております。

吉永美子分科会長 ほかに認知症施策の推進の部分についてよろしいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは途中ですけれども、2時間近くになりましたので1回休憩を取りたいと思います。再開は15時から行います。

午後 2 時 5 0 分 休憩

午後 3 時 再開

吉永美子分科会長 それでは休憩を閉じて民生福祉分科会を再開いたします。
それでは引き続き（５）介護（予防）サービスの充実について、この内容につきまして質疑等ございますか。

杉本保喜委員 前期の目標値の小規模多機能型それから地域密着型、これはそれぞれ厚狭のほうを増やすというふうに今お話がありましたが、小野田のほうは増やす必要はないというふうに解釈してよろしいのでしょうか。

吉岡高齢福祉課長 この事業所につきましては、市が計画の中で設置していくわけでございますけども、現在中学校区単位で計画のほうを進めながら設置をしております。小野田地域におきましては、今のところ全ての中学校区におきまして、この小規模又は看護小規模については既に設置済みということでございます。

吉永美子分科会長 ほかにございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは（６）介護保険の円滑な運営、この項目に参ります。委員の皆さんから質疑等ございますか。

杉本保喜委員 ケアマネジャーの話が出たんですけれども、現在このケアマネジャーの数は満たされているんですか。

尾山高齢福祉課技監 何人いないといけないというのはございませんが、ただプランを立ててもらえないというような利用者を耳にしておりませんので、まだ余力はあるというふうに考えております。

山田伸幸副分科会長 以前はケアプランの一人当たりの件数とかいうのは、そういう指標があったんですけど、今はどのようになっていますか。

尾山高齢福祉課技監 指標といいますか、何件以上超すと減算という形になりますので、事業所によってはその件数を超さない形で担当されているというふうに解釈していただければと思います。

吉永美子分科会長 ほかにございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）この基本施策2、高齢者福祉の充実について基本方針については取りあえず置きました。ほかについては質疑等が終わったということですのでよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）それではここで職員の入替えを行います。

（執行部入替え）

吉永美子分科会長 それでは次の基本施策、障がい者福祉の充実に入りたいと思います。執行部の説明をお願いします。

兼本健康福祉部次長 それでは、基本施策3、障がい者福祉の充実について御説明いたします。ページが16ページと17ページでございます。まず基本方針でございますけれども、読み上げます。「障がいの種別や程度に応じた適切なサービスの提供と支援体制の充実を推進するとともに、障がいを理由とする差別の解消に向けた啓発を推進することで、障がいの有無にかかわらず、市民が相互に人格と個性を尊重して共生する地域社会の実現を目指します」ということを基本方針といたしました。この方針につきましても、第一次の総合計画の基本方針では「障がい者ができるだけ住み慣れた家庭や地域で自立した生活を送れるよう、日中活動の場や住まいの場を確保し、障がい者が安全で快適な地域生活を送れる体制の整備を図ります」から今のような表現に変えたわけでございますけれども、これは基本的には障がい者の方が安心した生活を送るための支援を行っていくという方向性は全く変更がございません。ただ障がいを取り巻く法改正によりサービス体系が変わり、第一次総合計画策定時には日中活動の場の確保を方針にしておりますが、現在は日中活動についてサービスが様々充実してきているために方針を障がいの種別や程度に応じた適切なサービスの提供と支援体制に変更したということでございます。また障害者の権利条約の批准により障がいに基づくあらゆる差別が禁止され、国内法で障害者差別解消法が整備されました。その推進も必要なことから、障がい者差別解消にも触れ、更には障がいがある方もそうでない方も共にお互い配慮し、存在を認め合い、ときには支え合うといった地域共生社会を目指すというふうな方針でこのたびの基本方針を定めたところでございます。

次に目標指標として二つの指標を設定しております。一つ目の指標は

障がい者福祉の充実の満足度についてです。障がい施策の目標としてはハード、ソフト両面から指標を定めることができると考えますが、最終的な評価についてはやはり市民の方の満足度ではないかとの考えから、第一次総合計画の指標を継続して市民アンケートの満足度結果を目標指標にいたしました。平成27年度での満足度が48.6点であったので、平成33年度の目標は平成27年度全体の平均の50.4を上回る55点ということで設定いたしました。ただこれはある程度の数値目標であって、これ以上を目指すものであるという気持ちを持っていることを申し添えます。また二つ目の指標についてですけれども、これは地域生活支援拠点の整備についてです。これは国が示しております基本的な指針の中の一つでありまして、障がいのある方が住み慣れた家庭や地域で安心して生活すること、また入所から地域生活へ移行するためにはまず様々な相談体制、緊急時の対応、地域生活の体験ができる場所の確保が必要であることから、拠点を整備することを目標指標にいたしました。現在は圏域において相談体制等を取っておりますけれども、市内に中核となる相談支援拠点を位置付けて実施したいというふうに考えておるところでございます。

次に現状と課題についてでございます。4点ほど挙げております。この現状と課題については、第一次総合計画を検証した基本計画の施策課題カルテと国の指針及び私どもが現在策定中であります障がいに係る計画の市民アンケート調査などから様々な現状と課題を見付けております。16ページのほうの本文に戻っていただきたいんですけども、第1点目で、障がい者の社会参加を促進するために、計画に基づいて、地域の中で自立した生活を送ることができるよう、就労支援というものに取り組んでいるんですけども、なかなかこの結果が施設就労から一般就労に結び付かないというような現実がございます。なるべく一般就労に結び付くような施策を展開する必要があるというふうに課題として持っております。また2点目としまして、障がいをお持ちの方が地域の中で生活していく上で、現在家族の高齢化、介護者の高齢化ですね、それによる介護力の低下や障がいの方に対する周りの理解が進んでいないという現状がございます。これらの居宅介護などの訪問介護サービスや移動支援の充実を図るほか、障がい者や障がいの特性について啓発を図ることで地域生活のバリアを取り除くことが必要ではないかというふうに考えております。3点目はこれ少し繰り返しになりますけれども、障がい者の状況は、本人さんが高齢化、障がいの重度化・重複化が進んできてお

ります。親亡き後を見据えた居住支援のための機能を備えた、先ほどの目標指標にもございました地域生活支援拠点の整備を推進する必要があるというふうに考えます。4点目は子どもでございます。障がいを持つ子どもやその家族が安心して生活することができるようにこれも計画に基づきまして、保健、医療、障がい福祉、保育、教育の関連機関との連携体制を強化して、発育段階や特性に応じた切れ目のない支援を図ることが必要だと考えました。以上4点が現状と課題でございます。

続きまして17ページ、基本事業について説明いたします。障がい福祉に係る基本事業は二つでございます。1点目が障がい福祉サービスの充実、これ本文を読み上げます。「障がい者・障がい児やその家族が安心して地域のなかでの自立生活を送られるよう、障がい福祉サービス・地域生活支援・保健・医療の提供量の確保を図り、支援体制の充実を図ります」ということにしております。評価指標につきましては二つほど設定しております。一つ目は共同生活援助事業所、これグループホームのことでございます。障がいをお持ちの方が地域で自立した生活をするためにまず住むところが必須であろうかと思えます。管理人さんや支援員による見守りやちょっとした生活援助のあるグループホームを増やしていくことで、その解決策の一つになると考えております。また二つ目の指標は児童発達支援センター及び事業所を増やすことです。近年児童の発達障がい支援サービスの給付量がすごく増加しております。そんな中で障がい児へのきめ細かな支援を行うために障がい児の最善の利益を考慮する中で、障がい児やその家族に対して障がいの疑いのある段階から身近な地域で支援できる体制が必要だと考えております。児童発達支援センターを中心として地域の保健、医療、保育、教育の関連機関との連携を図り、障がい児支援に力を入れていきたいというふうに考えております。この障がい福祉サービス充実で主要事業といたしましては、障がい福祉サービス事業及び障がい者の地域生活支援事業を実施していきます。事業の内容は、予算上は主として委託料と扶助費で計上しており、これは国及び県の負担金事業、補助事業を主としております。少し具体的に申しますならば、障がい者手帳の交付申請から自立支援給付、日常生活用具の給付、障がいをお持ちの方の生活全般を支援する事業を行います。いろんな扶助費の種類はかなりありますので、ここでは割愛させていただきます。

続きまして基本事業の二つ目は、障がい者が安心して暮らせる地域づくりでございます。「障がい者の地域での自立生活を支援するため、障

がい者へのコミュニケーション手段の確保、外出支援、バリアフリー化の推進など、社会参加しやすい環境づくりに取り組みます」というふうにしております。評価指標についてでございますけれども、これは公共施設の思いやり駐車場の設置数を増やすことといたしました。この理由が、思いやり駐車場は、障がいをお持ちの方や高齢者、妊産婦の歩行が困難な方が利用する駐車場で近年、近隣の民間の商業施設や病院等でほとんど見掛けられる方が多いというふうに思いますけれども、やはりまだまだいろいろな声を聞くと、その数の確保であるとか、住民への周知等が不足しているように考えております。そこで山口県が実施しております「やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度」における協力施設数というのが県のデータであるんですけれども、それを確認しましたところ、民間の施設もたくさんあるんですけれども、まずは本市の所有の公共施設は39か所登録がございました。これが登録してあるかないかというところの精査はまだしていないところなんですけれども、公共施設全体の割合から見ますとこれ低いのではないかなというふうに感じました。そこでこれらの登録数を精査する中で障がい者等への合理的配慮を推進する観点からまずは公共施設での数字を増やしていきたいというふうに考えております。39か所から45か所という数字も出してございますけれども、これは数値目標でありますので、これ以上を目指すという形でやっていきたいと思っております。基本事業第二の主要事業といたしましては障がい者の社会参加促進事業とバリアフリー推進事業を実施してまいります。事業の内容は予算計上としては補助金、扶助費の計上ですけれども、障がい者の外出支援、運動会やスポーツ文化についても取り組んでいきたいと思っております。また障害者差別解消法の推進や権利擁護の推進も図ってまいりたいと思います。

以上が説明でございますけれども、障がい者福祉の充実につきましては、下記にあります関連する個別計画と書いてありますけれども、別途個別計画を策定しまして個別事業ごとにPDCAサイクルを行いながら充実に努めたいと考えておる次第でございます。よろしく御審査をお願いいたします。

吉永美子分科会長 ありがとうございます。前後して大変恐縮でした。障害福祉課の方、新たに3名座っていただいておりますので、新しい議員さんもおられますので自己紹介とお仕事の内容、簡単ですがよろしく願います。

岡村障害福祉課課長補佐 お世話になります。障害福祉課の保健師で岡村と申します。現在は三つの計画策定のほうに取り組んでおります。どうぞよろしく願いいたします。課長補佐をしております。

大坪障害福祉課障害福祉係長 障害福祉課障害福祉係長をしております大坪と申します。身体障害者手帳の申請受付から交付、福祉医療等の処理を行っております。よろしく願いいたします。

山本障害福祉課障害支援係長 障害福祉課障害支援係長をしております山本と申します。よろしく願いいたします。業務につきましては障がい福祉サービスの支給決定であるとか、あとは個別のケースの相談業務等を担当させていただいております。よろしく願いいたします。

吉永美子分科会長 それでは執行部からの御説明が終わりましたので、まず基本方針につきまして皆様御質疑、御意見があれば挙手を願います。（「なし」と呼ぶ者あり）ないようですので、次の目標指標につきまして御質疑、御意見があればお願いいたします。

大井淳一郎委員 ここで出ています親亡き後ということも踏まえた上での地域生活支援拠点の整備をされるということなんですが、33年度に1か所ということなんですが、大体どれぐらいにこの拠点を整備するのか。それとどういった拠点の内容ですね、これをお示しいただきたいと思いません。

岡村障害福祉課課長補佐 現在目標としましては平成32年度を目標に拠点の整備を進めていきたいと考えております。内容ですけれども、主には24時間体制の相談支援それから緊急時の対応というところでのショートステイ、それからグループホーム等での地域移行も踏まえた体験を考えております。

杉本保喜委員 関連なんですが、場所等はもう予定をされている場所あるんでしょうか。

岡村障害福祉課課長補佐 現在のところ場所は未定です。

山田伸幸副分科会長　ここで市民アンケートの中での満足度ということで50点を切っているわけですが、これどういったことが内容として50%を切るような状況になっているのか。障がい者の皆さんにとってはいろいろな行政の支援というのはどうしても欠かすことができないわけですが、どういった点が問題になっているのか、つかんでおられればお答えいただきたいと思います。

兼本健康福祉部次長　この満足度調査なんですけれども、これは市民アンケートということで障がいをお持ちの方全般に対してしたアンケートではございません。お手持ちの資料の序論という資料があると思います。その14ページにアンケート調査の実施についてということがありまして、そこで調査数が3,500人、回収数が1,151人というところで無作為抽出でのアンケートになっております。そしてページをめくっていただきますと、16ページにアンケート調査で把握した59の施策の満足度というふうになっておって、障がい福祉だけでなく様々な施策に対する満足度のアンケート調査の結果になっておりますので、これが総じて障がいをお持ちの方の満足度というふうな捉え方はちょっとできないとは思いますが、指標の持っていき方として総合計画全体を考える中で共通したものを使っていきたいということでこのような数字を挙げさせていただきました。

山田伸幸副分科会長　ということは中身は山陽小野田市がどういう障がい者に対するサービスをしているかというのは全然問われていないということではないんですかね。だから漠然と印象ということではよろしいんですかね。

兼本健康福祉部次長　この総合計画の中には出てこないんですけれども、私も個別計画を作る中でやはりアンケート調査を今年度行っております。その中では対象者を障がい者手帳をお持ちの方とか、サービスを使われる方に限定したアンケートを取っている中では、福祉政策に対する満足度というのはお聞きした項目はございます。その結果をここには書いておりません。

杉本保喜委員　その結果は、満足度合いはどれぐらいなんです。

兼本健康福祉部次長 今日には済みません、その数字は持ってきておりません。

山田伸幸副分科会長 この目標指標そのものではなくて全体に関わるかもしれませんが、例えば手話の方を必要とする人たちが満足しておられるかとか、あるいは外出に対する支援ができるかとか、いろいろな捉え方があるかと思うんですが、そういった点で今言われた障がい福祉計画のほうでは取っておられるんですか。

大坪障害福祉課障害福祉係長 手話に特化して聞いておりませんが、障がい福祉サービス全般についてはそれぞれの満足度はその中の問いで聞いております。

吉永美子分科会長 じゃあこの目標指標についてはよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）では次の現状と課題につきまして御質疑、御意見ある方は挙手願います。

松尾数則委員 障がい者の就労支援なんですけれど、基本的には例えば市としては取組を何かされているんですか、国の掲げる目標に達してないという話なんです。どういう形で取り組んでいこうと今思われているんですか。

岡村障害福祉課課長補佐 現在障がい福祉サービスの中でも就労移行支援、就労継続支援A型、B型というような福祉サービスがございます。その中で事業所と連携をしながら就労については取り組んでおります。その他、公共職業安定所や障害者就業・生活支援センターとも連携を取りながら就労に向けての支援を行っているところです。

松尾数則委員 以前いろいろと苦労したんですが、知的障がいはなかなか就労支援というのは難しいんですよね。それも踏まえていろいろされているわけですね。

岡村障害福祉課課長補佐 3障がい全ての方に対しての就労支援を行っております。

杉本保喜委員 現在それぞれの施設で就労支援活動をやっているところなんで

すが、現時点では就労支援の効果といいますか、あるところではなかなか親御さんのほうが就職はあんまりさせんで、引き続き職業訓練をさせてくれというような意見もあるという話も聞いたんですけれど、現時点では就労支援の効果というか、それがスムーズに行っているというふうに捉えているのでしょうか。

兼本健康福祉部次長 就労支援については、各個人さんに相談員というのが付いております。その相談員さんにプランを立てる中でどこの事業所に行こうとか、どこが適しているかと。体験で行ってみたけどこの仕事は合わなかったとか合うとか、そういうふうなこともされていますので、それが就労支援の効果といえば効果なのかなと。「あなたここに行きなさい、ここですよ」というふうな決め付けは絶対ございません。そういうふうな形で現在進めていると思います。

山田伸幸副分科会長 以前はあったんですけど、企業の側が障がい者の雇用に対する義務、2%雇用とかそういうのがあったと思うんですが、現在それに対する達成とかその辺はそちらのほうで把握しておられるのかどうなのか、数字までは聞きませんが、そういった状況はどうなんでしょうか。

兼本健康福祉部次長 現在ですけれども平成30年度からまた数字は変わりますけれども、法定雇用率という形で従業員50人以上の事業所は2%の障がいをお持ちの方を雇ってくださいというふうになっております。山陽小野田市の数字は持っておりませんが、職業訓練管内では1.9でございます。ちなみに市役所は2.69でございます。

大井淳一郎委員 17ページで聞いたほうがいいのかもかもしれませんが、現状と課題の中で個別計画について三つ計画がありますけれども、この障がい者計画と障がい福祉計画というのはやっぱり分けなきゃいけないというのがあるのかなという点と、このたびから障がい児福祉計画というのを新たに設けるみたいなんですけど、この設ける理由について確認したいと思います。

兼本健康福祉部次長 まず障がい者計画というのが基本理念を表した中長期計画でございます。次の障がい福祉計画というのが3年間のサービスの見

込み量を計画するものでございます。そして今まではこの障がい福祉計画の中に子どもの計画も含んでおりました。これが児童福祉法の改正によりまして、「児」の計画を別に立てるようになるということになりましたので、このたび3本の計画にした次第でございます。

山田伸幸副分科会長 以前車椅子の方から地域の交通問題について取り組んでほしいということをおっしゃったことがあるんですけど、例えば市道ですね、市の管理している道路で安心して車椅子の人が、あるいは盲目の方が歩けるようなそういう状況になっているかとか、そういったことはこの計画には反映をされていないのかなのか、その点いかがでしょうか。

兼本健康福祉部次長 バリアフリー対策についての御質問と思うんですけども、この総合計画全体の中でバリアフリーやユニバーサルデザインというふうに、言葉では数多くは書かれていないと思いますが、当然市として取り組んでいくべき施策だろうと思っております。そしてこのバリアフリー対策に関しては、どこの部とかどこの課が所管するかというのがなかなか難しい部分がございます。バリアフリーの推進については政策分野的に、組織横断的に取り組む必要があるというふうに考えております。市全体を考えましても、今ある全部の部にバリアフリーに関する課題というのがあると思っておりますので、組織横断的にどこの部分をこのたび考えなければならないか、課題を中心とした部と私どもも一緒になって考えていくような方向性で進めていきたいというふうに考えております。

恒松恵子委員 居住支援とございますけれども、親が高齢化した後の居住支援の施設というのは今市内充足していらっしゃるんですか。足りないから市外の施設で居住するという例はございますか。

岡村障害福祉課課長補佐 実際はグループホームが今現在2か所であるため、市外のほうのグループホームを利用される方もいらっしゃいます。ただ入れないということは現在のところ聞いていません。近隣の市町のグループホームに現在は入られているような状況もあります。

吉永美子分科会長 ほかにございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ17ページの基本事業の（1）障がい福祉サービスの充実について質疑

等ございましたら挙手願います。

矢田松夫委員 特に障がい者というより障がい児のほうで今センターが1事業所ということで私たちも視察に行ったことがあるんですけど、これをこの目標値で3事業所に増やすということになっているんですけど、これはあくまでも目標であって期待してもいいのかどうなのか。どうなんですか、基本計画ですので。

兼本健康福祉部次長 この評価指標の表に28年度1事業所というふうにございます。これについては、29年度で1か所既に増えております。現在は事業所が2か所でセンターがない状況でございます。ただセンターというのはこういった事業所を束ねる中核的役割を持つものがセンターというふうになっておりますので、構想の中で精力的にそれをしてみたいというふうなお話も伺っておりますので、この実現に向けて頑張っていきたいと思っております。

杉本保喜委員 障がい児のことなんですけれども、これは教育委員会との連携も必要だと思うんですけど、その辺りのところは具体的に話を進める状態というか、進んでいるのかどうかですね。

兼本健康福祉部次長 教育委員会との連携につきましては、昨年度ぐらいから学校教育課のほうと協議する中でどういったお子さんが何人ぐらいいらっしゃるのかお聞きし、私どもはどちらかという具体的なサービスを提供する側で、教育委員会は支援学級とかを持たれて、当然その数にかい離はあると思います。それぞれ情報共有をする中でこんなサービスもありますよ、サービスが必要ならというふうな連携の話合いを持つこともしておりますし、このたび策定中の計画では、例えばアンケートを取る中でも学校教育課を通じて支援学級に通われている子どもさんから直接アンケートを取るといような連携も現在図っているところでございます。

杉本保喜委員 うちの市は松原分校がありますが、以前議員の一般質問の中でも松原分校をともに障がい児も健常の子どもも一緒になってやるべきだというような案をその人は出して、松原分校を見直す必要があるんじゃないかというような意見も挙げたことがあるんですよ。今言われるよ

うに教育と支援という形の中で、今言われる児童発達支援センターそのものが33年度は3か所にするという流れの中でそういうようなところは どういうふうに組み込まれていくのかなというところがちょっと気になるんですけどいかがですか。

兼本健康福祉部次長 私どもが計画しております児童発達支援センターというのが未就学児の、早期の発見、療育というところに観点を置いたセンターでございますので、ちょっと松原分校のこととは切り離して考えていただけたらと思います。

大井淳一郎委員 障がい児に対する相談体制というのはなるみ園辺りでやっているんですが、今後子育て総合支援センターも今構想に上がっているんですが、そのセンターと障がい児の相談体制との関係って今後どうなっていくんでしょうか。

兼本健康福祉部次長 子育て支援センターでの子育てのワンストップサービスを実現しようといういろいろ計画中でございますけれども、この中で、例えば児童発達の療育に関しましては早期の発見というところが1番ポイントになります。これは1歳6か月健診でありますとか、健診時にそういうことを発見していく、保健師が気づき、ドクターが気づき、それを障がいサービスにすぐに結び付けるのか、それとも児童発達センター・事業所なりの療育に結び付けるのか、その辺りは健康増進ヘルスの部門と連携を取りながらやっていきたいなというふうに考えております。

杉本保喜委員 評価指標のところの前期目標値3事業所、それぞれ書いているんですけども、場所というのはほぼ決まっているんでしょうか。

兼本健康福祉部次長 上のグループホームにつきましては決まっておりません。これやはり民間主導になりますので、私どもがグループホームというふうなことを考えておっても、なかなかいろいろ浮上しては消え、浮上しては消えというのがここ何年か続いておりますので、場所は未定でございます。児童発達センターについて2か所については決まっておりますけれども、1か所についてはまだ未定でございます。

杉本保喜委員 2か所というのはどこですか。

兼本健康福祉部次長 事業団のなるみ園と神原苑というところがございます。

吉永美子分科会長 ほかにございますか。ちょっとお聞きしたいんですけど先ほど恒松委員から居住支援というお話がありました。他市のグループホームに入っておられたりする実態があるわけですけど、今そのグループホームを2事業所から3事業所にしようとしている意気込みは分かるんですが、ただ実態として今言われた民間主導ということではなかなか難しいということがありましたけども、カルテによると平成19年に2事業所、平成29年に目標を3事業所ともっていて、10年間かかってもできないというところですよ。こういったことがありながら、他市のところのグループホームに入られている実態を何とかしてあげるところを頑張っていたらいいかと思うんですけど、現実には本当にどうやってやったらいいのかというそういった具体的な手を打つということは考えていかれるんでしょうか。10年間浮上しては消え、浮上しては消えというそういう実態ですよ。そういったところで何か考えておられることがあればお聞かせいただきたいんですけど。何とかしてこうという思いがとっても分かりますので、考えておられることがあれば是非。

兼本健康福祉部次長 考えてないかと言われれば考えています。ただこれに関しましては民間主導になりますので、ここが今考えていらっしゃるということはこの場で申し上げることがなかなか難しいので、行政も一緒になってグループホームの立ち上げに関しましては国や県の補助制度、建設資金に関する補助制度とかもございまして、その辺りを情報提供しながら建設できるように進めてまいりたいという意気込みを感じていただけたらと思います。

吉永美子分科会長 だから頑張ろうと思っておられるとされているからこそ、今までじゃないやり方をしていかないと、きっとこのまま行ってしまいうよねという危惧を感じたので、ちょっと聞かせていただいたんですよ。だから大変だと思いますけど、頑張っていたらいいかと思っております。(1)についてはよろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)では(2)の障がい者が安心して暮らせる地域づくりについて御質疑がございましてか。

杉本保喜委員 先ほどちょっと話が出たんですけれども、バリアフリー化、外出支援そういうようなところなんですけど、これは以前にも車椅子で歩道を通るときに異常にでこぼこなんで困るというようなこともあったんですけれど、これ環境課とも調整を取りながらやっていかなきゃいけないだろうと思うんですけれども、先ほどちょっと横のつながりを持ってやりたいというふうに言われていたんですけれども、これもやっぱり予算が掛かることですので、その辺りのところも含めてどういうふうにしていくのか、何かいいプランを持ってもらえるのかどうかですね。

兼本健康福祉部次長 障がい福祉という観点からお答えします。バリアフリーの推進というのが、ハード面ソフト面いろいろあると思います。今議員さんがおっしゃるのはハード面の整備かなというふうに考えておりますけれども、これも一件一件、先ほどの繰り返しになりますけれども、関係部と特にハード面でいきますと、例えば建設部でありますとか、交通網であると産業振興部でありますとか、全部の部が関係ないところがないぐらいの全庁的に関わると思うんですけども、正直言ってそれをじゃあ今どこかの部が束ねているかといったら決して組織的にそういうところがない状況でございます。その辺りを今後どうしていくかについては、大きな課題というふうに考えておるところということで答弁させていただきたいと思っております。

杉本保喜委員 もう一つ公共施設の思いやり駐車場の設置状況が39施設、将来45というふうに言っているんですけど、基本的には公共施設だからほどほどもう賄われているんじゃないかなと私は理解していたんですけれども、どのような種類の場所が不足の状態なんでしょうか。例えば図書館とか公民館とかそういうような種類がありますよね。その辺りの公共施設としてどのようなところが不足というふうに感じているのかですね。

兼本健康福祉部次長 基本的に不特定多数の市民の方が来られる市役所でありまして、公民館、福祉センター、図書館とかは大體整備してあって、登録しております。全く今表示というのがないようなものが例えば公園とか、学校とかそういったところが山口県の登録がない、利用者証の登録がない。その辺りを今後この目標を定めましたので、施設全体をなべて見てその常時必要なものなのか、例えば何か特別なイベントがあると

き、学校であれば例えば運動会であるとか、文化祭であるとか、そういうときに必要ならそういったものを臨時的に設けるような啓発をしていくとか、そういうふうなことをやっていきたいなというふうに考えております。

山田伸幸副分科会長 コミュニケーションのことで先ほど手話のことを言ったんですけど、それとは別に難聴者のための磁気ループというのもあったりするんですけど、そういったものに対する検討とかいうのはされてこられているのでしょうか。

兼本健康福祉部次長 日常生活用具につきましてはもともと国の基準があったんですけども、今現在状況に応じて要綱のほうで御要望があったものについて予算と相談しながら増やしていったりしている状況でございます。その磁気ループというものが必要な方、あったほうが良いということであれば、勉強不足でそれがどのようなものなのかがよく分かりませんので申し訳ないんですけども、そういうふうなものが必要であればまた考えていくという方向性でございます。

大井淳一郎委員 その難聴者に対するフォローアップですね、役所内においてはこういったものがありましたっけ。前に新聞で記事見たくらいは分かるんですが。

兼本健康福祉部次長 難聴者に関する支援としては今障害福祉課の窓口にコミュニケーションという機器を設置しております。是非お帰りのときに試していただきたいんですけども、通常の声でしゃべりますとよく聞こえないものが声を集約してそれをその方に大きく、拡声器の効果があるような機器でございます。これを今年度1台ほど導入して、これ随分喜ばれて、自宅で買いたいという方までいらっしゃったというようなこともございます。

吉永美子分科会長 ほかにございますか、ないですか。（「はい」と呼ぶ者あり）ここで私ちょっと1点だけ言っておきたかったんですけど、今山陽消防署は内部障がいマークを付けていただいています。山口県は内部障がいマークがありません。京都府とかは五つのマークにして内部障がいも出しておきまして、見た目には健常者に見える方、そういった方を

どうフォローするかというところですね。その辺のことも併せて今後の思いやり駐車場の設置について取り組んでいただきたいということをお願いさせていただきます。じゃあここまでよろしいでしょうか。それでは職員の入替えを行いますので、16時から行います。

午後3時52分 休憩

午後4時 再開

吉永美子分科会長 それでは休憩を閉じまして民生福祉分科会を再開いたします。基本施策の4に入りたいと思います。審査に入る前に職員の方、今加わられたお二人につきまして自己紹介及び仕事の内容について御紹介ください。

渡部社会福祉課長 お世話になっております。社会福祉課の渡部と申します。今年度から社会福祉課の課長に配属になりました。社会福祉課は地域福祉係と生活保護係の2係あるんですが、任期付職員、臨時職員合わせて22名の職員で日々職務に当たっております。大変忙しい職場ではあります。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

桑原社会福祉課地域福祉係長 お世話になります。社会福祉課地域福祉係の係長をしております桑原と申します。よろしくお願いいたします。仕事の内容につきましては、地域福祉という名のとおりなんですが、多岐にわたっております。主なものとしましては、福社会館の管理運営及び民生委員・児童委員の事務局等を持っております。その辺の業務をしておりますので、よろしくお願いいたします。

吉永美子分科会長 ありがとうございます。それでは執行部の御説明をお願いいたします。

渡部社会福祉課長 基本施策4の地域福祉の推進について説明させていただきます。まず基本方針ですが、「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、行政と地域の連携により福祉サービスを適切に提供するとともに、地域住民が相互に助け合う地域社会の構築に努め

ます」としました。

次に目標指標ですが、まず一つ目です。地域福祉の充実の満足度で、これは総合計画策定に係る市民アンケートの満足度といたしました。アンケートの満足度の平均が50.4ポイントに対しまして、現状値は49.2ポイントと平均を下回っているだけでなく、満足不満足境界であります50ポイント以下でありますため、不満のほうが高い結果であることから、前期の目標として、少しでも満足の声が多くなるよう、また着実に目標に近づけるような現実的な目標数値として55ポイントと決めました。二つ目は福祉活動ボランティア団体登録数及び人数であります。これは社会福祉協議会に登録されている福祉活動ボランティア団体及び人数を指標としております。近年はボランティア活動に参加する方の数も減少傾向にあるんですけども、少子高齢化が進む中、地域との関わりを持たない方が多くいる反面、子育てや介護等で困っている方が近所にいれば、何らかの手助けをしたいという方も多いため、社会福祉協議会や地域との連携により、ボランティア活動を推進すべく目標指標といたしました。目標値は、今後5年間で毎年二、三団体程度の増加、それに伴うボランティア人数の増加で80団体、3,000人と設定をいたしました。

次に現状と課題ですが、「平成27年度に実施した福祉に関するアンケート調査結果によると、暮らしに満足している人は3割弱にとどまり、健康や老後に不安を感じている人は多く、相談先がわからないという意見もありました。支援を必要としている人が、身近な場で不安や悩みを相談でき、解消に向けた支援へとつなげられる環境づくりが必要です」、二つ目ですが「地域の福祉力の向上のためには、行政・社会福祉協議会・地域が連携し、計画的に体制・環境づくり、人材づくりに取り組むことが重要です。特に、市民に身近な相談相手となる民生委員・児童委員の人材確保に努めていく必要があります」、三つ目ですが「少子高齢化や核家族化の進行により、地域での交流の希薄化が更に進み、地域コミュニティの低下が懸念されます。その一方で、声かけや見守りなど、何らかの形で地域に貢献したいと考えている人も多いことから、ボランティア活動に取り組みやすくなる環境づくりが必要です」。

次に基本事業について説明させていただきます。(1) 地域福祉推進体制の整備・充実についてです。地域福祉について学べる場や子育て家庭、高齢者、障がい者などの要支援者が社会参加し交流できる場づくりを進め、地域住民をはじめ、事業者や社会福祉協議会、関係機関と連携

を図りながら、誰もが安心して暮らせる地域社会の構築に努めます。評価指標ですが、福祉センター・福祉会館利用者数とし、延べ利用者数といたしました。これは浴室のみの利用者は除いております。貸し館利用者数で数値を設定しております。現状値は3万8,770人で、これも毎年若干でも利用者数増加を目標にしておりまして、5年後4万人といたしました。福祉会館が地域の交流の場として、市民の方に安心して利用していただけるよう努めてまいります。次に主要事業について説明をさせていただきます。まず福祉センター管理運営事業ですが、これは市内7か所の福祉会館の円滑な運営を図るために、維持管理を行っていく事業です。福祉会館も比較的新しいものから築30年以上経過しているものまで様々ですが、利用者が安心して利用し、交流できる場として管理していく必要があります。次に地域福祉推進事業ですが、この中には、主なものとして福祉関係団体支援事業、遺家族援護事業や社会を明るくする運動推進事業などがあります。また現在策定中の地域福祉計画についても、地域福祉計画策定事業としてこの中に含めております。事業の範囲は多岐にわたりますが、いずれも地域福祉の推進のため大切な事業であると考えております。

続きまして基本事業の二つ目、(2)地域福祉に関する相談・支援体制づくりの推進についてです。民生委員・児童委員を中心として、地域の中で生じる身近な問題を助け合い、支え合いへとつなげられる相談・支援体制づくりを推進します。また、様々な福祉サービスを利用しやすくするため、情報提供を行うとともに相談窓口の充実を図ります。評価指標ですが、民生委員・児童委員の延べ訪問回数といたしました。現状値は年間2万6,450回で、市内158名の民生委員が平均で年間167回訪問されているという状況になっております。訪問回数の増加は、地域の方々が抱える問題や悩みを、よりすくい上げることができ、地域での支え合いや、行政とのパイプ役としての機能の強化につながると考えており、目標値は、少しずつでも増えるよう毎年わずかな訪問回数の増加を目標に、平成33年度2万8,000回、1名当たり年間177回程度といたしました。次に主要事業について説明させていただきます。民生委員・児童委員活動支援事業ですが、これは定員158名の民生委員の活動を支援する事業です。地域住民の良き相談相手として相談者に寄り添い、またサービス等を必要とする要支援者を行政や関係機関につなぐという大切な役割を果たすための活動が十分行えるよう、民生委員・児童委員協議会の運営を支援いたします。説明は以上でござ

います。御審議のほどよろしくお願いいたします。

吉永美子分科会長　それではまず基本方針についてでございます。この内容につきまして委員の皆様から質疑又は御意見があればお願いいたします。よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）よろしいということでございます。それでは目標指標につきましてはいかがでしょうか。

杉本保喜委員　福祉活動ボランティア団体登録数及び人数、これが80団体に増やすということなんですけれども、その具体策というものを持っているんでしょうか。

渡部社会福祉課長　現在まだ具体策というのはございませんけれども、これから地域福祉計画を策定していく中で、社会福祉協議会等とも連携をいたしまして、どういった方法があるのかということを考えながら進めていきたいと思っております。増やすことは絶対必要だと考えておりますので、そういった形で社会福祉協議会との連携を図っていきたいと思っております。

杉本保喜委員　80団体3,000人という数値はどのような形で置いたんでしょうか。

渡部社会福祉課長　現実的にはそんなに28年度の2年ぐらい前からそんなに変動がないわけです。それでなかなか一気にたくさんの方が増やせるということではないと考えておまして、せいぜい年に二、三団体程度ぐらいを頑張って増やしていければなというふうな感じで、特に根拠があるわけではないです。

大井淳一郎委員　診断カルテを見ると、27年度は76で減っているんですね。だから26年度はどうだったか分からないですけど、むしろ減っていくような感じなんですよ、このままだと。だから増やす方向をどうにかならないかと、杉本委員もそうやって言われていると思うんですけれども、これどういった経緯でボランティア団体に登録とかいう形になっていくんでしょうか。ある程度啓発も含めてやらないと増えていかないような気がするんですよね。実際うちの周りのボランティア団体も高齢化を理由にやめられていますからね。そういうのはあるんで結構深刻な

問題だと思いますよ。その点いかがですか。

渡部社会福祉課長 平成26年度は69団体だったというふうに聞いておりますので、26年度と27年度を比べた場合には若干増えているのかなというふうに思いました。ただ28年度はまた26年度程度の数字に落ち着いております。ボランティア団体を増やすというのはなかなか私も特に具体的な考えがあるわけではないですけども、啓発していくほかはないのかなというふうに考えておりますが、その辺りの具体的な方法につきましては今後社会福祉協議会との連携を図りながら考えていきたいと思っております。

杉本保喜委員 確かに社会福祉協議会で福祉活動ボランティア、実はその一員ではあるんですけど、これは社協だけがやっているように感じるんですよ。行政がどのように絡んでいるのかというのが、我々のボランティアとしては見えないところがあるんですよ。その辺りのところを具体的にどのように絡んでいって、80団体に持っていきこうかなというところが見えないんですけども、その辺りはどうなんですか。

岩本健康福祉部長 御指摘の点、よく分かります。この数字をどういうふうに上げていくかという具体的なところを今所管のほうでは持ってないということをお説明させていただいたところでございますけども、少し長い目で見ますと、実際ボランティアの団体数、登録者数も減ってきております。それが現実としてありますので、これを増やしていくというのが非常に至難の業だろうというふうに思います。ただ広く分野を広げて、福祉団体に限られますけども、その他の大きな目で見ればボランティア活動なり地域での活動をしている団体が相当な数あるんじゃないかと思われまして、そういったところとうまく社会福祉協議会の機能も活用しながら、うまくつなげながら今介護保険の関係もありますけども、地域での共生社会を作ろうという姿勢がありますので、国の方針も出ておりますので、そういった縦横の関係をしっかりと組み合わせる中でボランティア登録のほうも増やすことができる流れを作っていきたいなというふうに思っております。回答となっておりますけれども、目標に向けて努力したいというふうに思っております。

吉永美子分科会長 ボランティア団体同士の交流ってないんですか。（発言す

る者あり) あります。それがどのように成果を上げるかですよね。その辺どうでしょうか。交流することによって、あの人にも声を掛けてみよいかとかそういったことの動きができないかなど、個々じゃなければですね。交流が本当に大事だと思うんですけど、その辺はどのように行政としては捉えておられますでしょうか。

渡部社会福祉課長 特に交流条件について把握しているわけではないんですが、そういった御意見も私自身は重要なことだろうと思います。ボランティア同士で交流することによって、またその場を広げていける、また知り合いの方、知人の方に声を掛けていただくという形で広げていければ。それで現実的に増えるかどうかというのは分かりませんが、そういった形で何らかの交流等を通じてボランティア活動の楽しさではないですけども、そういったものをまだやっておられない方について、そういったことを浸透させていければなというふうには考えております。

杉本保喜委員 現状では社会福祉協議会に任せているわけでしょう、登録も、現実問題として。私も実はその会員の一人ではあるんですけど、いろいろ社協から案内が来るんですよ。そのときに例えば海岸清掃なんか毎年定時にやっているんですよ。そういうときに行政のほうとタグを組んで社会福祉ボランティア募集というような格好でやるとか、そういうような具体的なタグを組んでやっていくということは、まず最初に必要だと思うんですよ。それをやらないとただ社協に登録されている福祉ボランティア団体の人数というような捉え方だけではやはり駄目だと思うんですよ。私自身もボランティアの一人として見えないんですよ。社協としては一緒にやっているなという思いがあるけれど。だから具体的にはそういうところだろうと思うんですよ。その辺りいかがですか。

渡部社会福祉課長 おっしゃられるとおりだと思います。行政も何らかボランティアに関わっていけるよう今後の課題とさせていただきたいと思いません。

矢田松夫委員 何でもかんでも数字を挙げればよいというもんじゃないけどね、やっぱり目標80団体3,000人というんなら、それに見合う数値っちゅうんかね、計算して出さんと挙げればよいちゅうもんじゃない。現

状を知っているかどうかですね。これは旧山陽町と小野田にそれぞれボランティア団体連絡協議会というのがあって、それに登録されている数字なんですけど、ほとんど高齢化されて休眠状態、休止状態という活動なんですよ、実際は。ただ小野田のほうは大学とかサビエルとかそういう高等学校の生徒の皆さん方が頑張っているから若いのがあるけど、旧山陽町はほとんど休止状態というんかね。いつも私も会議出るけど、3団体ぐらい出てこないんですよ。そういう実態があるからこそ、きちっとした目標値というんかね、少ないより挙げればいいというもんじゃないんです。もう一回よく見直して考えたほうがいいんじゃないですかね。現状はそういうことです。ですから社協によく聞かれて実際どうなのかということで目標値を立てられたほうがいいんじゃないかなと私思うんですが。回答要らないです。

吉永美子分科会長 御意見ということでした。じゃあ目標指標についてはよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは現状と課題につきまして御質疑、御意見ございますか。

矢田松夫委員 先ほど民生委員は大体10名ぐらい定員不足ということになっているんですが、不足しても活動は増えているということでしょう、訪問回数とか。そういうことでいいんですかね、計画の中では。

渡部社会福祉課長 もう一度。民生委員の数が減っているということですかね。

矢田松夫委員 もう一回いいます。定員が168名ですが、現在登録されているのが158名ですから大体10人ぐらい少ないんですよ。といいながら人材確保に努めていく必要があるというふうになっていますが、いいですかね。

桑原社会福祉課地域福祉係長 民生委員、児童委員の定数は158名になります。今現在欠員の地区が6地区ございまして、現状というところになっております。ですので、この欠員である民生委員の地区につきまして、なっただけの方を現在探している最中でございます。その方が増えれば当然回数も増えてくるとは思うんですけども、やはり新任の方になりますので、なかなか最初のほうは難しいかと思いますが、今現在はほかの地区の方がカバーをしている状況でもあります。ですから訪問回数

はあくまで見守り等が増えるところになってきますので、その点だけ申し上げたいと思います。

矢田松夫委員 黒丸の二つ目の人材確保に努めていく必要があると、これはどういう意味ですか。

桑原社会福祉課地域福祉係長 民生委員、児童委員は任期というものがございます。3年に1回ほど一斉改選がございます、当然継続していただける方、代わられる方というのがいらっしゃいます。民生委員、児童委員もなかなか現在なり手不足という問題がありますので、そのなり手不足を解消するためにも人材確保に向けて努力していくということになります。

杉本保喜委員 その人材確保の具体策はあるんですか。

桑原社会福祉課地域福祉係長 具体策については済みませんが、特に持ち合わせておりませんが、地域の自治会長なり現在の民生委員の方につきまして、いい方がいらっしゃればというところをお願いをしに行くぐらいしかちょっとございません。

杉本保喜委員 現実問題として民生委員になったら後任者がいないんで、なりたくないという人がいるんですよ。たしか任期は4年じゃなかったですかね。（発言する者あり）3年だったですかね。もう一つ社協のほうから福祉員が社協の活動について支援する格好になっているんですよ。だから三者交流会ということで、自治会長、民生委員、福祉員の三者で協議をする場を社協のほうで作って年間に1回やるんですけども、現実問題として民生委員になりたがらない現実があって、いないところを隣の自治会がカバーするわけですよ。非常にハードになってくるわけですよ。特に今高齢者が多い中でやっていくというのはなかなか大変なんですよ。それをしっかりどのように行政のほうでフォローしていくかというのは今の言い方すると、とにかく自治会長さんお願いしますわという格好なんですよ。その結果としてもう私の隣の自治会なんかは1年なろうとしているんですよ。いないままですね。例えば広島市なんかは福祉員に報酬を与えているんです。常に福祉員と民生委員と一緒に活動するようにしている。将来は福祉員が民生委員をやってくれるという

ようなムード作りをやっているんですよ、市のほうで。だからそういうような対策が必要だと思うんですよ。ただ漫然と地域にお願いするだけでは今の時代はもう無理なんですよ。だから対策というのはやっぱりそういう先進地を見て、自分の市でどういうことができるかということをしっかり見ていかなければいけないと思うんですよ。だから計画の中にもそういうものも含めていかなければいけない、そうしないとアクションプラン出てこないんですよ。改めてアクションプランをまた考えるということになる。だから是非そういうようなことをやらないと、人材確保に努めていく必要があるだけでは駄目なんですよ。必要があるからこそもう一步踏み出して具体的にこうするというところを出さなきゃいけない。それを今やらないと駄目なんですよ。現実のうちの方は福祉員は無償です。民生委員は厚労省から金が出るからですね、多少の報酬はあるんですけど、それを見て福祉員はもう「俺は何ももらわんし、今日は休むわ」という気持ちになりかねない。そこをフォローするのに広島市はそういう市のほうからお金を出しているんですよ。うちも全く出していないかというところじゃない、社協から出しているんですよ。それは地区の社協のほうに出しているんですよ。だから本人には渡らない。全体的な社協の活動のお金にはなっているけれど、そういうところは本人には見えないからね、無償の働きということになって解釈されかねないわけですよ。特に今の自治会長は一年交代が多いからその辺のところはなかなかしゃくしてやってくれる人に解説できない。それをフォローするのがやっぱり行政であり社協であると思うんですよ。その辺りのところはどうなんですかね。これから先大切なことだと思うんですけど。

岩本健康福祉部長　ほんとおっしゃることよく分かりまして、本当に今後を心配しているところです。民生児童委員制度自体は制度が創設されてもうすぐ100年近くになろうという、そういう制度でございまして、本当に当初から民間の方の、市民の方の自主的な活動が基となって出てきた、発生した、ここまで続いてきた制度であります。ただ今現在それがなかなか非常勤公務員という地位ではございますけども、先ほど報酬があるというお話でしたが実際はなくて、事務費という形で支給されているものでありまして、無報酬であります。そういった中で非常に重たい責任を持って地域の活動をするということを非常に負担になっているというのは誰もが理解できるころだろうと思います。したがって今後非常に制度的にも制度疲労を起こしていると、そういう時代になろうとい

うふうに思っています。ただこれは国の制度でございますので、そういった声を地方からまた挙げていく必要があると思います。民生児童委員の協議会もでございます。全国的な組織もでございますので、そういった中で民生児童委員の位置付け、今後の方針について協議していくことがまた大切になるだろうと思いますし、地方からそういった声を挙げていく、そういうことで民生児童委員が今後続いていくように、非常に大切な急務だと思っておりますので、しっかりとそこに手当をしながら我々も地域のほうにそれに基づいてお願いすると、地域から人材を推薦していただくと、そういう流れを作っていくようにできたらなと思っております。解決に向けては大変難しい問題ですけれども、それでも地域と連携しながら非常にふさわしい方の人材の推薦をお願いしながら、人材の確保に向けて努力してまいりたいというふうに思っております。

吉永美子分科会長 大変でしょうけど、努力をお願いいたします。それでは現状と課題はよろしいでしょうか。次の基本事業の（１）地域福祉推進体制の整備・充実について御質疑また御意見ございますか。

矢田松夫委員 福祉センター・福祉会館の利用人数ですが、これまた数字が４万人ということになっているんですがね、平成２７年が資料見てみますと６万２，３１６で２８年が３万８，０００で半分とは言いませんが、かなり減っているんですよね。減っている上に４万人ということですが、ちょっと目標値っちゅうんか、建物が古くなっているからだんだん使い勝手が悪くなるというのは当たり前なんですよね。建物修繕して使い勝手よくするというんならいいですが、そういう修繕費もたくさん掛かるから大変だというような状況の中で人を増やすというのは難しいんですよ。この目標値にいくならば、じゃあどういうふうにして利用者数を増やしていくかというのがあるんですか。ただ単なる数字を挙げただけですかね。具体的にあります、具体策は。建物は古いですよ、修繕費はかさむから修繕費はほとんど付けないと。人を増やさんといけんと。具体的に例えば山陽町にあります旧山陽町の支所ですよ。エレベーターないからどんだん人が減っているですよ。行かないんですよ。それ修繕しますか、できないでしょ。そういう実態を見て具体的にあればこの４万人に増やす目標というんかね、具体的な施策あるんですか。ないのにあんまり大きい数字を出さんほうがいいと思うんですよ。さっきのボランティア団体でも１年で８団体減っているのに。増やすという

現状というんかね、策もないのに数字だけ出すんですかね。計画だからええのはええんですけどね。現実には直視した数字を出したほうが良いと思うんですが。

渡部社会福祉課長 そのとおりです。ただこの平成28年度の3万8,770人という数値ですけども、これ27年度までと見て28年度だけが、理由が分からないんですが、28年度の利用者数だけがちょっと減っているようなので、それまでの推移でだんだん減ってきているという形ではないと思っておりまして、その辺りの原因分析まではできていません。28年度がなぜ極端に減っているのかというのがですね。ただ27年度の数値よりは目標値が低いのですが、一旦減っている原因がちょっと分かりませんので、4万人ぐらい、今後は老朽化という問題は当然ありますけども、もっともっと利用していただけるようにそういった修繕費が当然掛かることは今後の課題とはなっておりますけども、増やしていく方向…

矢田松夫委員 改修があったから利用者数が減ったんだと思うんですが、例えば千代町の福祉センター、あそこなんか修繕改修がほとんど毎年毎年やられているから恐らく風呂の利用者、入浴の利用者が少なくなったというのはありますよ。ありますけれど…（発言する者あり）入ってない。入ってなければ半分ほど減るということはないですよ。ほとんど修繕改修されたと思うんですが、なぜ4万人に増やすという裏付けというんかね、ないのに数字だけ一人歩きしたらどうなんですかね。先ほど山陽支所のことを言いましたが、新しいのが複合施設ができたんですよ。しかしながら複合施設にはエレベーターはあるけど、冷暖房がないから結局支所のほう行くんですよ。行ったらエレベーターじゃないから高齢者の方行かないんですよ。ですから例えば独居の方、あるいは高齢者の集いなんかほとんど参加者が少なくなっていると。交流どころじゃないですね、外に出られんような状況なんですよ。そういう実態を含めて数字だけを増やしたというんかね。さっきもそうですけど裏付けというんか、それを説明できんような数字を出さないほうが良いと思うんですが。どうなんですかね。

吉永美子分科会長 今年度の状況はどうなんですか。平成29年度は。今現在。

渡部社会福祉課長 今29年度中の数字は持ち合わせておりません。

吉永美子分科会長 こうやって出るということは、ちゃんと記録は取ってあるということですね。

渡部社会福祉課長 月報で出ておりますので、集計すれば出ます。

吉永美子分科会長 次回のおきに出してください。

杉本保喜委員 分析をしてないというふうに思うんですよね。数値だけを集めて3万8,000でした、じゃなくて例えばうちの高千帆の福祉会館であれば校区のふるさとづくりとか、男子の会とかいろんな会が使っているわけですよ。それを系統別とかそういう分け方をして、数値を出せばね、毎年必ず主要目的、団体名が書くわけだから、それで分ければどうして何が理由で減ったかというのが見えるはずなんです。例えばいつも使っている団体さんが解散してなくなったと、だから減ったんだということも分かるわけですよ。そうするとこういう団体さんが消滅するということはボランティア団体のこれがいなくなったということが系統が見えるわけですよ。そういうことをやらなきゃいけない、そしてお年寄りの団体さんが減るということは今言われるようにエレベーターがないことによって足腰が弱いから減っていったんだということも推定できるわけですよ。だからやっぱりそういうことをやらないと、福祉会館に何を望まれているかということが見えてこないんですよね。それやっぱりやる必要がある。それからうちの福祉会館なんかでも壁が汚れ放題、本当は壁紙を変えたい、けれども金がないから皆我慢しているというような環境なんです。だからどこに予算を充てて使用者を増やしていくんだというような具体的な方策、戦略がないとこれは今言われるように漠然と4万と書いたにすぎないんじゃないかと言われてかねないわけですよ。その辺りはこれからちゃんと構築していかなきゃいけないと思いますよ。

渡部社会福祉課長 大変貴重な意見ありがとうございました。分析につきましては今後やっていこうと思っております。そういった原因、なぜ減ったのかそういったことも分析をしていって、その対策のための判断材料としたいと思っております。

吉永美子分科会長 それでは（１）についてはよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり） それでは（２）地域福祉に関する相談・支援体制づくりの推進について質疑もしくは御意見あればお願いします。

杉本保喜委員 ここもやはり民生委員・児童委員を中心としてうんぬんとううたっているわけです。やはりさっき申しましたように民生委員・児童委員をどのように気持ちよく働いてもらえるかという環境づくり、それから人員の確保、これはやはりほんと全体として考えていかななくてはならないと思います。是非その辺りはやってください。

吉永美子分科会長 要望でいいそうです。ほかにございますか。

山田伸幸副分科会長 相談業務のことで私の自治会にも民生委員すごくよく活動しているんですけど、やはり人によって物すごく変わってきていると思うんですね。相談しやすい人、なかなかこの人に言ったらいろんなところにまで波及するとかですね。その辺でやはり回数ではなくて、研修等も通じてその人のレベルアップといいますか、そういったこともきちんとされておかないと地域住民が被害に遭うということがありますので、その点を今後されていくのか、現在もどのようにされているのか、その点ちょっとお答えください。

桑原社会福祉課地域福祉係長 現在の研修につきましては、月に１回ほど各地区で定例会というのを開いております。その中で学習したり、それぞれの課題で民生委員の皆さんで解決したり、そういったことをしております。それが一つあります。それから県の民児協という民生委員・児童委員協議会というのがあるんですけども、それが数箇月に１回ほど研修会を開いております。それはあくまで何人かずつですけども、そういう研修会に参加しております。そういうところで知識を得たりとかいうところで勉強会なりで民生委員の資質向上というところで開催しております。

吉永美子分科会長 ほかによろしいでしょうか。（発言する者あり）

中村議会事務局長 先ほど民生委員の今の現状が厳しいということで地方から

も声をというような発言がございましたので、今議長会での動きを御報告させていただこうと思います。先日の山口県の議長会の総会におきまして議題として民生委員への処遇の改善ということ为国に対する要望という形で山口県議長会として要望を行っております。先日の中国議長会においてそれを議題にするというような方向になっておりますので、中国議長会としても民生委員の処遇改善について要望していくと、そういった動きが今あるというのを御報告させていただこうと思います。

吉永美子分科会長　ほかにはよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）
それでは本日は民生福祉分科会の審査をこれで終わりたいと思います。
次は15日予定どおり、外から健康増進課とか来られますので、一旦この予定どおりで入っていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。お疲れ様でした。

午後4時42分　散会

平成29年11月8日

総合計画審査特別委員会民生福祉分科会長　吉　永　美　子